

3. 市町の参画と協働関連施策の実施状況

神戸市										
主管課:市民参画推進局地域力強化推進課 所在地:〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1 電話:078-322-5170 FAX:078-322-6032 e-mail:community@office.city.kobe.jp ホームページ:http://www.city.kobe.jp/										
基本 条例等	神戸市民による地域活動の推進に関する条例 (H16.3.29 可決 H16.3.31 公布 H16.10.1 施行) 本市では、社会経済情勢の変化や地方分権の進展、厳しい財政状況の中、ますます複雑多様化する市民ニーズや新たな地域課題に対応し、一人ひとりの「市民が主役のまち」を実現するため、市民と市がそれぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、お互いの情報の提供や活動に努め、相互に補完または協力し、課題解決を図る「協働と参画のまちづくり」を進める仕組みとして、市政の計画・実施・評価のそれぞれの段階における「協働・参画3条例」(神戸市民の意見提出手続に関する条例、神戸市民による地域活動の推進に関する条例、神戸市行政評価条例)を制定している。 本条例は、3条例のうちの実施段階における条例で、市民と市との協働と参画のまちづくりを推進し、市民の知恵と力が生きる個性豊かで魅力と活力にあふれた地域社会の実現を図るため、市民による地域活動の推進の目的、定義、市民の役割、市民と市の関係や地域活動の推進制度などの事項について定めるものである。 【参考】 ○神戸市民の意見提出手続に関する条例 (H16.3.29 可決 H16.3.31 公布 H16.10.1 施行) 本条例は、3条例のうち計画段階における条例で、意見提出手続及びこれに関連する事項について必要な事項を定めることにより、政策案等を形成する過程において市民への説明を行うとともに、その過程の公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の知恵をまちづくりに生かすことを目的とする。 ○神戸市行政評価条例 (H16.3.29 可決 H16.3.31 公布 H16.4.1 施行) 本条例は、3条例のうち評価段階における条例で、施策及び事務事業に係る行政評価並びにこれに関連する事項について必要な事項を定めることにより、市民の視点に立って成果を検証し、市民への説明を行うとともに、効果的かつ効率的な市政を推進することを目的とする。									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>制度名・根拠規定</th> <th>問い合わせ先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 神戸市民の意見提出手続 神戸市民の意見提出手続に関する条例 (H16.3.29 制定、H16.3.31 公布、H16.10.1 施行) </td> <td> 市民参画推進局 市民情報サービス課 電話:078-322-5175 </td> </tr> <tr> <td> 意見公募手続 神戸市行政手続条例第 36 条以下 (H18.9.11 改正、H18.9.20 公布、H19.1.1 施行) </td> <td> 行財政局監察室 電話:078-322-6507 </td> </tr> <tr> <td> 附属機関等の公開義務 附属機関等の設置等に関する指針 (H11.1.28 制定、H11.4.1 施行) </td> <td> 行財政局行政部 行政経営課 電話:078-322-6222 </td> </tr> <tr> <td> 事務事業外部評価 神戸市行政評価条例 (H16.3.29 制定、H16.3.31 公布、H16.4.1 施行) </td> <td> 行財政局行政部 行政経営課 電話:078-322-6222 </td> </tr> </tbody> </table>	制度名・根拠規定	問い合わせ先	神戸市民の意見提出手続 神戸市民の意見提出手続に関する条例 (H16.3.29 制定、H16.3.31 公布、H16.10.1 施行)	市民参画推進局 市民情報サービス課 電話:078-322-5175	意見公募手続 神戸市行政手続条例第 36 条以下 (H18.9.11 改正、H18.9.20 公布、H19.1.1 施行)	行財政局監察室 電話:078-322-6507	附属機関等の公開義務 附属機関等の設置等に関する指針 (H11.1.28 制定、H11.4.1 施行)	行財政局行政部 行政経営課 電話:078-322-6222	事務事業外部評価 神戸市行政評価条例 (H16.3.29 制定、H16.3.31 公布、H16.4.1 施行)
制度名・根拠規定	問い合わせ先									
神戸市民の意見提出手続 神戸市民の意見提出手続に関する条例 (H16.3.29 制定、H16.3.31 公布、H16.10.1 施行)	市民参画推進局 市民情報サービス課 電話:078-322-5175									
意見公募手続 神戸市行政手続条例第 36 条以下 (H18.9.11 改正、H18.9.20 公布、H19.1.1 施行)	行財政局監察室 電話:078-322-6507									
附属機関等の公開義務 附属機関等の設置等に関する指針 (H11.1.28 制定、H11.4.1 施行)	行財政局行政部 行政経営課 電話:078-322-6222									
事務事業外部評価 神戸市行政評価条例 (H16.3.29 制定、H16.3.31 公布、H16.4.1 施行)	行財政局行政部 行政経営課 電話:078-322-6222									
主な事業	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名・事業内容</th> <th>問い合わせ先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 協働と参画のプラットフォームの運営 協働と参画のまちづくりを推進するため、市民の主体的な活動に対する助成等の支援や、取り組みの情報収集・発信及び活動のコーディネート等を行う「協働と参画のプラットフォーム」を設置することにより、市民だけ、行政だけでは解決できない様々な地域の課題を共有し、市民と市あるいは市民同士のネットワークづくりを行いながら協働の取り組みをする。 </td> <td> 市民参画推進局参画推進部地域力強化推進課 協働と参画のプラットフォーム 電話:078-321-3921 </td> </tr> <tr> <td> パートナーシップ活動助成 市民団体・地域団体が自ら企画・提案し、具体的に取り組む地域づくりのための活動で、既存の支援制度では実現できない活動や初動期の活動を支援することにより、地域課題の解決や地域の活性化、地域力の強化を図る。 </td> <td> 市民参画推進局参画推進部地域力強化推進課 協働と参画のプラットフォーム 電話:078-321-3921 </td> </tr> <tr> <td> まち育て推進事業 ワークショップ技術を有する人材の派遣や、地域における事務局機能の強化を図るためのサポーター派遣など、自主性と自律性を尊重しながら、地域の発展段階に応じた支援策を適宜組み合わせ、複数年度にわたる支援を行う。 </td> <td> 市民参画推進局参画推進部地域力強化推進課 電話:078-322-5170 </td> </tr> </tbody> </table>	事業名・事業内容	問い合わせ先	協働と参画のプラットフォームの運営 協働と参画のまちづくりを推進するため、市民の主体的な活動に対する助成等の支援や、取り組みの情報収集・発信及び活動のコーディネート等を行う「協働と参画のプラットフォーム」を設置することにより、市民だけ、行政だけでは解決できない様々な地域の課題を共有し、市民と市あるいは市民同士のネットワークづくりを行いながら協働の取り組みをする。	市民参画推進局参画推進部地域力強化推進課 協働と参画のプラットフォーム 電話:078-321-3921	パートナーシップ活動助成 市民団体・地域団体が自ら企画・提案し、具体的に取り組む地域づくりのための活動で、既存の支援制度では実現できない活動や初動期の活動を支援することにより、地域課題の解決や地域の活性化、地域力の強化を図る。	市民参画推進局参画推進部地域力強化推進課 協働と参画のプラットフォーム 電話:078-321-3921	まち育て推進事業 ワークショップ技術を有する人材の派遣や、地域における事務局機能の強化を図るためのサポーター派遣など、自主性と自律性を尊重しながら、地域の発展段階に応じた支援策を適宜組み合わせ、複数年度にわたる支援を行う。	市民参画推進局参画推進部地域力強化推進課 電話:078-322-5170	
	事業名・事業内容	問い合わせ先								
	協働と参画のプラットフォームの運営 協働と参画のまちづくりを推進するため、市民の主体的な活動に対する助成等の支援や、取り組みの情報収集・発信及び活動のコーディネート等を行う「協働と参画のプラットフォーム」を設置することにより、市民だけ、行政だけでは解決できない様々な地域の課題を共有し、市民と市あるいは市民同士のネットワークづくりを行いながら協働の取り組みをする。	市民参画推進局参画推進部地域力強化推進課 協働と参画のプラットフォーム 電話:078-321-3921								
パートナーシップ活動助成 市民団体・地域団体が自ら企画・提案し、具体的に取り組む地域づくりのための活動で、既存の支援制度では実現できない活動や初動期の活動を支援することにより、地域課題の解決や地域の活性化、地域力の強化を図る。	市民参画推進局参画推進部地域力強化推進課 協働と参画のプラットフォーム 電話:078-321-3921									
まち育て推進事業 ワークショップ技術を有する人材の派遣や、地域における事務局機能の強化を図るためのサポーター派遣など、自主性と自律性を尊重しながら、地域の発展段階に応じた支援策を適宜組み合わせ、複数年度にわたる支援を行う。	市民参画推進局参画推進部地域力強化推進課 電話:078-322-5170									

尼崎市		
主管課:企画財政局都市政策部協働参画課 所在地:〒660-8501 尼崎市東七松町 1-23-1 電話:06-6489-6143 FAX:06-6489-6793 e-mail: ama-kyoudou@city.amagasaki.hyogo.jp ホームページ: http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/index.html		
基本 条例等	協働のまちづくりの基本方向～きょうDOガイドライン～【H19.7策定】	
	協働のまちづくりをさらに進めていくため、①協働のまちづくりの基本的な考え方 ②協働のまちづくりの基本的な方向 ③協働のまちづくりを進めるための主な取組方策 ④新たな施策 からなるガイドラインを策定した。	
主な制度	制度名・根拠規定	問い合わせ先
	市民意見公募手続（パブリックコメント）	企画財政局行政経営 推進室調整課 電話:06-6489-6124
	尼崎市市民意見公募手続(パブリックコメント)実施要綱 (H15.7.1 制定・施行)	
	附属機関の委員の公募	総務局職員部 行政管理課 電話:06-6489-6196
	附属機関の活性化に関する基本的な指針 (H12.12.25 制定・施行)	
	附属機関の会議等の公開	総務局職員部 行政管理課 電話:06-6489-6196
	附属機関の活性化に関する基本的な指針 (H12.12.25 制定・施行)	
推進員等	—	
個別の法令、条例、規則、要綱等により設置		
まちづくり参加・相談窓口	企画財政局都市政策部 協働参画課 電話:06-6489-6143	
まちづくり参加・相談窓口運営要領 (H19.6.1 制定・施行)		
主な事業	事業名・事業内容	問い合わせ先
	あまがさきキッズサポーターズ支援事業	健康福祉局こども青少 年部こども課 電話:06-6489-6349
	地域の子育て支援情報の収集発信を行う市民の自主的な活動を育成・支援するとともに、育児に関する悩みや不安を解消するため、子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりや情報交換ができる交流の場を設置する。	
	阪神尼あんしんまちづくり事業	企画財政局都市政策部 中央地域振興センター 電話:06-6413-5371
阪神尼崎駅前を中心とした地域を地域住民、地元事業者が中心となり、県民局、警察署、市が協働して環境浄化に取り組む。		
自然と文化の森構想推進事業	企画財政局都市政策部 園田地域振興センター 電話:06-6491-2361	
猪名川と藻川に囲まれた地域とその周辺に残る自然、歴史、文化などの地域資産を、市民とともに協働で保全・活用し、魅力的なまちづくりを進めるため自然と文化の森構想の推進を図る。		

西宮市		
主管課:総合企画局企画総括室政策推進グループ 所在地:〒662-8567 西宮市六湛寺町 10-3 電話:0798-35-3476 FAX:0798-23-3084 e-mail:seisaku@nishi.or.jp ホームページ:http://www.nishi.or.jp/		
基本 条例等	(仮称)市民参画条例【H20.3 制定予定】	
	本市では「市民と手を携えて進めるまちづくり」を市政運営の基本として、パブリックコメント手続の実施や審議会の委員の公募など市民と共にまちづくりを進めるための施策を個別に実施してきた。本条例は、これらの取り組みをより一層充実し、体系化するとともに、今後の本市における参画と協働についての基本的な仕組み・制度を定める。	
主な制度	制度名・根拠規定	問い合わせ先
	市民意見提出手続(パブリックコメント手続)	総合企画局企画総括室 政策推進グループ 電話:0798-35-3467
	西宮市市民意見提出手続(パブリックコメント手続)実施要綱 (H15.4.1 制定・施行)	
	附属機関等の委員の公募	総務局総務総括室 総務グループ 電話:0798-35-3533
	「西宮市審議会設置・運営基準」及び総務局長通知 (H15.9.1 制定・施行)	
	附属機関等の会議等の公開	総務局総務総括室 総務グループ 電話:0798-35-3533
総務局長通知「審議会等の開催情報等について」 (H14.5.27 制定・施行)		
西宮市公民館活動推進委員会	中央公民館 電話:0798-67-1567	
西宮市公民館活動推進委員会設置要項 (S52.4.1 制定・施行)		
主な事業	事業名・事業内容	問い合わせ先
	まちかどワークにしのみや～まちづくり工房～	総合企画局市長室 市民相談課 電話:0798-35-3102
	市民と行政との「協働のまちづくりの実践の場」として実施する。 地域のまちづくり課題を、ワークショップの手法も取り入れながら、地域住民と市職員が一緒になり、具体的な解決策を検討していく。	
	まちづくり助成(専門家派遣、活動助成金交付)	都市局都市計画部 都市政策グループ 電話:0798-35-3526
	建築協定、地区計画等によるまちのルールづくりなどを行おうとする地域の団体などに対し、まちづくりの知識、経験を有した専門家(コンサルタント)の派遣や、まちづくり活動の経費の一部を助成することにより、地域でのまちづくりを支援する。	
エココミュニティ会議	環境局環境緑化部 環境都市推進グループ 電話:0798-35-3821	
地域に根ざした環境活動を推進するために市内 20 地区において、地域が自主的に設置する組織で、地域住民、地域事業者、行政などのパートナーシップで構成されている。それぞれの地域の環境特性に応じた優先課題を地域目標として行動計画やまちのルールづくりを行う。		

芦屋市		
主管課: 市民生活部市民参画課 所在地: 〒659-8501 芦屋市精道町 7-6 電話: 0797-38-2007 FAX: 0797-38-2004 e-mail: info@city.ashiya.hyogo.jp ホームページ: http://www.city.ashiya.hyogo.jp/		
基本 条例等	芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例 (H19.3.20 可決 H19.3.20 公布 H19.4.1 施行) 市民参画及び協働を推進し、住みよいまちをつくることを目的として制定した。条例では、市民を「市内に在住、在勤及び在学する個人並びに市内で活動する法人その他の団体」と広く定義している。 主な内容は、市民提案やパブリックコメント、市民参画の手続きの実施予定及び実施状況の公表、協働の拠点の設置、市民活動団体等への支援、推進計画、芦屋市市民参画協働推進会議への諮問、条例の検討は5年以内を目途にすることなど。	
	芦屋市市民参画・協働推進の指針 (H18.2 策定) 市民と行政が、ともに考え、ともに取り組むためのルールと施策の基本的な方向性を明らかにすることを目的として策定した。策定に当たっては、市民公募委員3名を含む芦屋市市民参画・協働の指針検討会議を立ち上げて検討し、指針(素案)についてパブリックコメントを実施した。 主な内容は、市民参画・協働を進める上での原則及び方向性、資料として平成18年度に行う条例の制定や活動拠点の設置等。指針の特徴は、市民の定義が広いこと、NPOと地縁団体(自治会等)の連携が範疇に入っていること、推進体制の確立である。	
主な制度	制度名・根拠規定	問い合わせ先
	パブリックコメント手続 芦屋市市民参画協働の推進に関する条例第11条 (芦屋市市民参画協働の推進に関する条例施行規則第4条) (H19.3.20 公布、H19.4.1 施行)	総務部市民参画課 (⑩市民生活部市民参画課) 電話: 0797-38-2007
	附属機関等の委員の公募 芦屋市附属機関の設置に関する指針 (芦屋市附属機関等の委員の公募に関する要領) (H16.7.1 制定・施行)	総務部総務課 (⑩総務部文書行政課) 電話: 0797-38-2010
	附属機関等の会議の公開、会議録等の作成及び公表 芦屋市附属機関の設置に関する指針 (芦屋市附属機関等の委員の公募に関する要領) (H16.7.1 制定・施行)	総務部総務課 (⑩総務部文書行政課) 電話: 0797-38-2010
	芦屋市行政評価委員会による外部評価 芦屋市行政評価委員会規則 (H18.3.31 制定、H18.4.1 施行)	総務部行政経営課 電話: 0797-38-2009
	芦屋市美化推進委員 芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例第17条 (H19.4.1 公布、H19.6.1 施行)	都市環境部環境課 電話: 0797-38-2050
	事業名・事業内容	問い合わせ先
主な事業	市民参画協働の推進に向けての取り組み 平成18年度は、主体的な地域づくり活動を支援するため、市民参画・協働を推進するに当たり、芦屋市市民参画・協働推進の指針の理念のもとに、①芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例の制定 ②行政情報の一元化(あしや市民活動センター開設とホームページの準備) ③説明責任を果たし、また市民の声を積極的に求める(条例にパブリックコメントを規定) ④市民参画・協働を推進する拠点の設置 ⑤地域の課題を自ら解決するため、モデル事業の実施 ⑥推進体制の確立(市民参画・協働推進本部の設置、市民参画・協働推進委員会の設置)を行った。 平成19年度は、芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例第17条に規定する芦屋市市民参画及び協働を推進するための計画(推進計画)を、市民公募委員を含む芦屋市市民参画協働推進会議への諮問及びパブリックコメントを行い策定し、今後5年間の芦屋市の市民参画協働の方向性を決める。	総務部市民参画課 (⑩市民生活部市民参画課) 電話: 0797-38-2007
	あしや市民活動センター事業【19年度新規事業】 芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例が平成19年4月1日より施行された。あしや市民活動センターは、市民活動の情報の収集・提供、交流ネットワークの支援、市民参画・協働の推進及びNPOに関する相談を目的に条例の示す「協働の拠点」(第15条)として、同年4月26日(木)に開設した。市民参画課が直営で運営しつつ課題の検討を行い、市民の手で、中間支援を行うNPOを作り、10月1日から業務委託を行う。	総務部市民参画課 (⑩市民生活部市民参画課) 電話: 0797-38-2007
	地区集会所(指定管理者業務)の支援 市内の地区集会所(12カ所)が、連合会を作り指定管理者として、集会所の管理運営を行っている。地域住民間の気軽な交流の場となっている。地域の無償ボランティアとして会長・役員が、コミュニティと生涯学習の場の集会所が市民により使いやすくなるように活動しているが、企画、広報、人材育成等さまざまな課題があるため支援している。	総務部市民参画課 (⑩市民生活部市民参画課) 電話: 0797-38-2007

伊丹市		
主管課: 市民部まちづくり室まちづくり課 所在地: 〒664-8503 伊丹市千僧1丁目1番地 電話: 072-780-3533 FAX: 072-784-8130 e-mail: m-machi@city.itami.lg.jp ホームページ: http://www.city.itami.hyogo.jp/		
基本 条例等	伊丹市まちづくり基本条例 (H15. 3. 25 可決 H15. 3. 27 公布 H15. 10. 1 施行)	
	市民の参画と協働によるまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、自治の主権者である市民の主体的なまちづくりを推進し、地方自治の本旨に基づく市民自治の実現を図ることを目的として制定した。	
主な制度	制度名・根拠規定	問い合わせ先
	パブリックコメント制度	市民部まちづくり室 まちづくり課 電話: 072-780-3533
	伊丹市まちづくり基本条例第8条 (条例第8条に基づき、「伊丹市パブリックコメント制度指針」を制定) (H15.10.1 施行)	
	附属機関の市民公募制度	市民部まちづくり室 まちづくり課 電話: 072-780-3533
	伊丹市まちづくり基本条例第10条 (条例第10条に基づき、「附属機関の市民公募制度指針」を制定) (H15.10.1 施行)	
	審議会等の会議の公開	総務部人材育成室 人事課 電話: 072-784-8016
	伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針 (H13.11.1 施行)	
行政評価	総合政策部政策室 行政経営担当 電話: 072-784-8007	
伊丹市まちづくり基本条例第9条 (※条例は H15.10.1 施行 行政評価制度は H14.4.1 から実施)		
市民会議等の「対話の場」の設置	市民部まちづくり室 まちづくり課 電話: 072-780-3533	
伊丹市まちづくり基本条例第7条 (条例第7条に基づき、「市民会議等の「対話の場」の設置基準」を制定) (H15.10.1 施行)		
主な事業	事業名・事業内容	問い合わせ先
	伊丹市まちづくり基本条例の推進状況の検討	市民部まちづくり室 まちづくり課 電話: 072-780-3533
	伊丹市まちづくり基本条例付則に「この条例の施行の日(平成15年10月1日)から4年以内ごとに、市民の参画と協働によるまちづくりの推進状況について検討を加え、その結果に基づいて、見直しを行うものとする。」と規定されており、平成18年6月より市民会議で検討を行い、平成19年3月30日に「伊丹市まちづくり基本条例の推進状況に関する提言」が提出された。 この提言に基づき、平成19年10月1日を目途に、市民との参画と協働のまちづくりを進めるための制度などの運用面での見直しの検討を行う。	
	市民まちづくりプラザ事業	市民部まちづくり室 まちづくり課 電話: 072-780-3533
市民力による地域の個性や魅力あるまちづくりを推進するために、幅広い分野で活動するNPOやボランティア団体、あるいは地域活動を担う自治会や地区社協への活動支援と相互の連携を図ることを目的として、平成16年7月に設置したもの。 ＜施設概要＞ 伊丹市立市民まちづくりプラザ(伊丹市西台1-1-1 伊丹阪急ビル3階) 面積: 84㎡ 休業日: 水曜日・祝日の翌日・年末年始 利用時間: 午前10時～午後8時		
市民活動ティアップ事業	市民部まちづくり室 まちづくり課 電話: 072-780-3533	
市民団体間の協働により企画・実施される市民のまちづくり活動の推進事業に係る経費の一部を助成することにより、市民団体間の協働を促進し、市民の協働によるまちづくり活動を推進することを目的とし、平成16年9月より実施している。 ＜助成内容＞ ・1件あたり30万円を限度に同一事業につき3回まで ・書類審査及び公開のプレゼンテーションによる方法で助成の可否を決定		

宝塚市		
主管課:企画財務部政策室まちづくり推進課 所在地:〒665-8665 宝塚市東洋町1-1 電話:0797-77-2051 FAX:0797-72-1419 e-mail:machizukuri@city.takarazuka.lg.jp ホームページ:http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/		
基本 条例等	宝塚市まちづくり基本条例 (H13.12.18 可決 H13.12.25 公布 H14.4.1 施行) 本市のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、市民と市の協働のまちづくりを推進するための基本的な原則を定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的として制定した。 主な内容は、市民と市が協働してまちづくりを進めること、市は協働のまちづくりを推進するため必要な措置を講じなければならないこと、地域コミュニティの役割を認識しその活動を促し支援すること、市民に市が保有する情報を知る権利及びまちづくりに参加する権利を保障しこれを実現する施策を講じること、市は説明責任を果たすこと、総合的な市政の運営に努めること、他の公共団体と連携すること、行政評価を行いその結果を市民に公表すること、市長は市民投票を実施することができること、市はこの条例に定める事項を最大限に尊重しなければならないことなどである。	
	宝塚市市民参加条例 (H13.12.18 可決 H13.12.25 公布 H14.4.1 施行) 市民が主体的に市政に参加するための基本的な事項を定めることにより、市民と市が協働し、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指すことを目的として制定した。 主な内容は、市の保有する情報の公開及び提供、市民参加の機会の拡大のための具体的措置を講じること、市民の意思が反映された市政運営、まちづくりへの高い意欲と能力をもった職員の育成、会議の公開、委員の公募、市民投票などである。	
主な 制度	制度名・根拠規定	問い合わせ先
	パブリック・コメント	企画財務部政策室 広聴相談課 電話:0797-77-2001
	宝塚市市民パブリック・コメント条例 (H16.12.21 制定、H16.12.28 公布、H17.4.1 施行)	
	審議会等の委員の公募	企画財務部政策室 企画調整課 電話:0797-77-2001
	審議会等の運営に関する指針 (H15.12.1 制定・施行)	
	審議会等の会議及び会議録の公開	企画財務部政策室 企画調整課 電話:0797-77-2001
	審議会等の運営に関する指針 (H15.12.1 制定・施行)	
事務事業評価システム	企画財務部政策室 財政課 電話:0797-77-2022	
宝塚市まちづくり基本条例第15条 (H11.5.1 制定・施行)		
施策評価システム	企画財務部政策室 企画調整課 電話:0797-77-2001	
宝塚市まちづくり基本条例第15条 (H19.7.1 制定・施行)		
主な 事業	事業名・事業内容	問い合わせ先
	まちづくり協議会補助金交付事業	企画財務部政策室 まちづくり推進課 電話:0797-77-2051
	おおむね小学校区を単位に、自治会を中核としながら民生・児童委員や 補導委員PTA等多種多様な目的で活動する人たちの連携により、広域な地 域課題に取り組んでいる「まちづくり協議会」の活動費を補助することにより、 地域の様々な活動団体の連携及び協力を図り、地域社会における自治意 識と連帯感を醸成し、地域課題の解決の促進に資することを目的とする。 対象事業は、①まちづくり協議会の組織運営に関すること②広報紙発行 に関する事業③地域における自治意識や連帯感を高めるとともに、地域の 課題解決に資する事業④地域ごとのまちづくり計画に位置付けられた地域 事業⑤スローライフに関する事業である。	
	自治会館建設事業補助事業	企画財務部政策室 まちづくり推進課 電話:0797-77-2051
自治会館の新築、増改築若しくは改修又は自治会館の用に供する建物を 取得しようとする自治会等に補助を行うことにより、地域住民の親睦及び福祉 向上を図ることを目的とする。 対象事業は、①新築事業②自治会館の用に供する建物を買収する事業 ③自治会館の用に供する建物を買収し、増改築する事業④増改築事業⑤改 修事業である。		
市民活動促進支援事業	企画財務部政策室 まちづくり推進課 電話:0797-77-2051	
NPOやボランティアなどの市民の自主的かつ自立的なまちづくり活動への 支援と連携を図るため、研修会や講座の実施、NPOの法人化に向けた相談 業務、情報ネットワークの形成など、各種業務を総合的に推進し、「市民と市 の協働のまちづくり」を推進する。		

3 市町の参画と協働関連施策の実施状況

川西市		
主管課: 企画財政部政策室 所在地: 〒666-8501 川西市中央町 12-1 電話: 072-740-1120 FAX: 072-740-1315 e-mail: kawa0002@city.kawanishi.lg.jp ホームページ: http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/		
基本 条例等	条例等【検討中】 ——	
主な制度	制度名・根拠規定	問い合わせ先
	附属機関等の委員の公募 各機関の設置・運営に関する規則等により公募を実施	企画財政部政策室 電話: 072-740-1120
	附属機関等の会議及び会議録の公開 審議会等の会議公開に係る基本方針 (H10.1.5 通知)	総務部行政室総務課 電話: 072-740-1140
	パブリック・コメント手続【検討中】 (要綱・指針等の制定を検討中)	——
	市民等との協働の仕組み【検討中】 (要綱・指針等の制定を検討中)	——
	事業名・事業内容	問い合わせ先
主な事業	ふれあい公園づくり支援事業 市内のニュータウンで最古のひとつである多田グリーンハイツは、少子高齢化の波がいち早く押し寄せ、高齢者人口比率は 30%を超えた。開発当時に児童公園として配置された公園は、現在ではその役割を終え閑散としている。そこで、高齢者にも使いやすく多世代が交流する場として公園を活用するための住民活動が始められた。月1回のペースでワークショップを開催し、公園を舞台にした多世代交流活動について意見交換を行いつつ、花壇づくりなどのイベントを実践している。今後、さらに参加者を増やしながら多世代が交流できる地域に愛着のある公園づくりを目指して活動していく。	まちづくり部まちづくり政策室都市計画課 電話: 072-740-1201
	まちづくり講座支援事業 住民主体のまちづくりや協働事業などを推進する担い手を発掘し育成するために、中間支援団体のNPOが主催するまちづくり講座である。受講者それぞれの地域の課題を出し合ってワークショップ形式で解決策を見いだしたり、まち歩きでまちづくりのネタ探しを行ったり、NPOならではのノウハウで実施されている。定年退職を向かえ地域に根付く人やこれまでまちづくりに興味がありながら第一歩が踏み出せなかった人などにとって、まちづくりへのひとつのきっかけとなる講座となっている。	まちづくり部まちづくり政策室都市計画課 電話: 072-740-1201
	「NPO法人川西再発見」支援事業 川西市の歴史・文化・風土・自然などの魅力を再発見し、子供に伝え観光資源としての活用も視野に入れた活動である。定年退職した市民が地域のことを全く知らない自分に気がついて始めたこの活動は、「見て知ろう」「学んで知ろう」「歩いて知ろう」をキーワードに自主ビデオの作成やハイキングなどを精力的に行っている。特に川西市の歴史や文化を収めた自主ビデオは、小中学校の教材に活用されるなど高い評価を得ている。また、市が実施する景観施策とも積極的に連携し、市とNPOとの協働事業を実践している。	まちづくり部まちづくり政策室都市計画課 電話: 072-740-1201

三 田 市		
主管課: 市長公室政策課 所在地: 〒669-1595 三田市三輪 2-1-1 電話: 079-559-5012 FAX: 079-563-1366 e-mail: seisaku_u@city.sanda.lg.jp ホームページ: http://www.city.sanda.lg.jp/		
基本 条例等	三田市市民活動支援基本指針 (H15.3 策定)	
	「人と自然が輝くまち・三田」の実現に向け、市民と行政の「協働のまちづくり」を進める中で、行政が担うべき役割を確認するとともに市民活動の意義を十分に理解し、その自主的・自発的、自律的な活動の活性化を目指し、市として支援する基本的な指針を策定した。	
	三田まちづくり憲章【H20.7 制定予定】	
	三田市制 50 周年を記念し、新たな「三田まちづくり憲章」を、市民参加のもと制定し、市民自らの精神的な規範とするとともに、市のまちづくりの指針とする。	
	三田市まちづくり基本条例 (仮称)【検討中】	
	—	
主な制度	制度名・根拠規定	問い合わせ先
	市民意見の募集手続 (パブリックコメントの手続)	市長公室政策課 電話: 079-559-5012
	市民意見の募集手続 (パブリックコメントの手続) に関する要綱 (H17.4.1 施行)	
	附属機関等の委員の公募等	市長公室政策課 電話: 079-559-5012
	三田市附属機関等の委員の公募等に関する要綱 (H17.4.1 施行)	
	附属機関等の会議の公開	総務部総務課 電話: 079-559-5031
	附属機関等の会議の公開に関する事務取扱要綱 (H17.4.1 施行)	
行政評価 (事務事業)	市長公室行革推進課 電話: 079-559-5013	
行革断行プラン (H18.4 策定)		
三田市市民活動推進委員会	生活環境部まちづくり協働センター (市民活動支援担当) 電話: 079-559-5154	
三田市市民活動推進委員会設置要綱 (H18.2.1 施行)		
主な事業	事業名・事業内容	問い合わせ先
	地域づくり支援事業補助金	生活環境部生活安全課 電話: 079-559-5046
	よりよいコミュニティの形成を目指し、地域住民で構成する自治区等の地区(ブロック)連合組織に対して、その事務に要する経費の一部を補助する。 ・補助対象経費: 自治区等の地区(ブロック)連合組織が設置する事務局人件費 ・補 助 率: 1/2 以内 ・補助金上限額: 40 万円	
三田市まちづくり活動支援事業助成金制度	生活環境部まちづくり協働センター (市民活動支援担当) 電話: 079-559-5154	
市民活動団体が連携・協力して行う、住みよい地域づくりや市民生活を豊かにする取り組みに必要な経費の一部を助成することにより、市民活動の活性化を図るとともに団体の自立支援を行うことで、協働のまちづくりの推進を図る。 <助成対象事業> ・市内で行う事業で、市民の誰もが参加できる事業 ・住みよい地域づくりや市民生活を豊かにする事業 ・市が定める期間内に実施する事業 ・対象事業が国、県、市その他の助成制度による助成を受けていない事業 <助成金> ・1 事業あたり 10 万円を限度とし、予算範囲内で助成 ・1 団体が同一年度内に助成金の交付を受けることができる事業は 1 事業 ・補助金の交付は、同一事業につき 3 年を限度		

3 市町の参画と協働関連施策の実施状況

猪 名 川 町		
主管課:総務部コミュニティ課 所在地:〒666-0292 川辺郡猪名川町上野字北畑 11-1 電話:072-766-8784 FAX:072-767-2255 e-mail:community@town.inagawa.lg.jp ホームページ:http://www.town.inagawa.hyogo.jp/		
基本 条例等	—	
主な制度	制度名・根拠規定	問い合わせ先
	—	
主な事業	事業名・事業内容	問い合わせ先
	団塊の世代地域づくり活動支援事業【19年度新規事業】 これまで経済社会の中で培われた豊かな経験や知識、旺盛な就業意欲をもっている団塊の世代を中心に地域農業・林業の新たな担い手として位置づけ、本町の自然豊かな農地・里山を農林産物の生産基盤として、「シニアファーマー養成講座」と称し、農林業に関する知識や栽培技術の習得を通じて、新たな担い手の育成と農業実践グループの育成を図る。	総務部コミュニティ課 電話:072-766-8784

明石市		
主管課:コミュニティ推進部コミュニティ推進室 所在地:〒673-8686 明石市中崎1丁目5-1 電話:078-918-5004 FAX:078-918-5131 e-mail:communit@city.akashi.hyogo.jp ホームページ:http://www.city.akashi.hyogo.jp/		
基本 条例等	協働のまちづくり提言 (H18.2.27 策定) 「地域の個性を生かした、質の高い、心豊かな社会の創造」を目的として、協働のまちづくりに関する基本的な考え方についてとりまとめたもの。 <概要> ① 協働の基本理念について ② 市民及び市の共通目的並びに役割分担について ③ 協働のあり方と推進方法について ④ 市民活動の支援について ⑤ コミュニティ・センターのあり方について	
	(仮称) 明石市自治基本条例【H20年度中制定予定】 自治の基本理念及び基本原則を明らかにし、市民・事業者等・市長及び市議会の役割を明確にし、市政運営に関する基本的な事項を定めることで、市民自治による協働のまちづくりを実現することを目的とする。 <概要> ① 市民、事業者、市議会、市長の役割(役割及び責務) ② 情報の共有(情報公開、個人情報保護、説明責任等) ③ 参画及び協働(審議会等の運営、住民投票、コミュニティ活動等) ④ 市政運営の原則(総合計画、行政手続、施策等の評価、要望への対応等)	
主な制度	制度名・根拠規定	問い合わせ先
	附属機関等の委員の公募 審議会等の設置及び運営に関する指針 (H18.12.1 施行)	総務部行政改革室 電話:078-918-5092
	附属機関等の会議及び会議録の公開 審議会等の設置及び運営に関する指針 (H18.12.1 施行)	総務部行政改革室 電話:078-918-5092
	行政評価制度 明石市行政評価委員会設置要綱 (H19.5.15 施行)	総務部行政改革室 電話:078-918-5092
主な事業	事業名・事業内容	問い合わせ先
	小学校区コミュニティ・センターの充実 小学校区コミュニティ・センターを校区の協働のまちづくり活動の拠点施設と位置づけ、毎年、主体性をもってまちづくりを進めている5~6小学校区コミュニティ・センターに職員を配置するとともに、開設時間の延長を行い、まちづくりの場、行政サービスの場、生涯学習の場として整備を進める。	コミュニティ推進部 コミュニティ推進室 電話:078-918-5004
	安全安心パトロール事業 安全・安心のまちづくりの一環として、青色回転灯及びスピーカーを搭載した軽自動車(白と黒で塗装)を運用することにより、地域の防犯活動を支援し、犯罪の抑止につなげることを目的としている。 地元団体からの要望を受けてパトロール範囲及び時間帯を協議したうえで、地元団体の方々が同乗し、パトロールする。(市職員が運転)	総務部防災安全課 電話:078-918-5069
	屋外一斉清掃事業 美しく住みがいのあるまちづくりを目指して、自らの居住地域やその周辺等を、自治会(町内会)、各事業所及び各種ボランティア団体が自主的に行う屋外一斉清掃に対して、土砂、ヘドロ、雑草、空き缶、空きびん、木の枝、落ち葉等の収集処理を行っている。	環境部環境第2課 電話:078-918-5780

3 市町の参画と協働関連施策の実施状況

加古川市		
主管課: 企画部政策企画局政策企画課 所在地: 〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000 電話: 079-427-9159 FAX: 079-424-1370 e-mail: kikaku@city.kakogawa.hyogo.jp ホームページ: http://www.city.kakogawa.hyogo.jp/index.cfm/1,html		
基本 条例等	—	
主な制度	制度名・根拠規定	問い合わせ先
	パブリックコメント手続 加古川市パブリックコメント手続要綱 (H18.8.1 施行)	企画部政策企画局 広報・行政経営課 電話: 079-427-9753
	推進員等 個別の法令、条例、規則、要綱等により設置	—
主な事業	事業名・事業内容	問い合わせ先
	加古川市アダプトプログラム 市民と市が協力し合いまちの環境美化を推進するため、市が管理する道路、公園などの公共施設について、市民が美化ボランティアとなって管理し、空き缶や吸い殻等の散乱ごみの収集等を行う。 市は、環境美化活動に必要な物品や用具等の支給又は貸与を行い、活動を支援する。	環境部環境第1課 電話: 079-426-1561
	市民活動バックアップ補助金制度 地域の境界を超えた幅広い公益的活動を行う団体の、自主的かつ主体的に行われる市民活動を応援・促進することを目的とし、3 区分にわたる活動を補助(必要な事業経費が補助対象)する。 ①市民団体立ち上げ応援補助金(上限 10 万) 市民活動をこれから始める、また始めてから 3 年以内の団体 ②市民団体充実発展補助金(上限 50 万) 創意あふれる個性豊かな事業で、まちづくりに効果的な事業を実施 ③市民団体連携補助金(上限 100 万) 複数の市民団体が連携して行う事業が、それぞれの団体の資質向上に効果的であり、また、まちづくりに対しても極めて効果的であると考えられる市民活動 ※事業補助に際しては事前プレゼンテーションで補助率が変動する。	地域振興部 地域・文化課 電話: 079-427-9195
	加古川まちかどミュージアム創造事業 観光資源を掘り起こし、交流人口を増加させ、観光による経済効果を高めることを目的とし、まちぐるみで、まちを博物館に見立て、個人宅のガーデニングの公開やお寺・神社等が持つ秘蔵品の公開を行う。これらを観光資源として掘り起こし、広くアピールして、観光産業として定着化を図る。	地域振興部商工労政課 電話: 079-424-2190

高砂市										
主管課:企画総務部企画政策課 所在地:〒676-8501 高砂市荒井町千鳥 1-1-1 電話:079-443-9007 FAX:079-442-2229 e-mail:tact2110@city.takasago.hyogo.jp ホームページ:http://www.city.takasago.hyogo.jp/										
基本 条例等	「参画と協働」に係る高砂市の指針 (H19.3 策定) 参画と協働の推進に向けて、次のとおり市としての行動指針を定め、職員の意識改革に取り組み、全庁を挙げて行動することとしている。 <概要> ① 市政の透明性を高め、情報を共有します。 ② 市政への市民参画を促進します。 ③ 市民活動を支援し、市民活動団体等との協働を促進します。 ④ 職員の意識向上を図ります。									
	主な制度	<table border="1"> <thead> <tr> <th>制度名・根拠規定</th> <th>問い合わせ先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 市民意見公募手続 高砂市市民意見公募手続実施要綱 (H18.11.1 施行) </td> <td> 企画総務部 秘書広報広聴室 電話:079-443-9068 </td> </tr> <tr> <td> 会議等の公開【検討中】 (要綱指針等を H20.3 制定予定) </td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	制度名・根拠規定	問い合わせ先	市民意見公募手続 高砂市市民意見公募手続実施要綱 (H18.11.1 施行)	企画総務部 秘書広報広聴室 電話:079-443-9068	会議等の公開【検討中】 (要綱指針等を H20.3 制定予定)	—		
制度名・根拠規定	問い合わせ先									
市民意見公募手続 高砂市市民意見公募手続実施要綱 (H18.11.1 施行)	企画総務部 秘書広報広聴室 電話:079-443-9068									
会議等の公開【検討中】 (要綱指針等を H20.3 制定予定)	—									
主な事業	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名・事業内容</th> <th>問い合わせ先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 高砂堀川まつり 高砂町堀川周辺で平成 18 年 9 月 16 日、17 日に観光協会主催で行われたライトアップ事業。観光協会が主体となり、行政、地域住民が一体となって実施し、好評を得た。 平成 19 年度から、行政、会議所、観光協会、自治会などによる実行委員会を立ち上げ、例年開催していく予定である。 </td> <td> 生活環境部 市民活動推進課 電話:079-443-9078 </td> </tr> <tr> <td> 公園等管理事業 (あらい浜風公園ふれあい花壇) 市民がオーナー(公募)となり、公園内の花壇づくりを行う事業。ふれあい花壇の植栽・維持管理について、公募オーナー(現在8団体)による会議で意見交換を行い、運営の方法等を検討のうえ実施している。「あらい浜風公園」の開園時には、公募オーナー以外の市民も多数参加し、オープニングに合わせての植栽事業を行った。 </td> <td> まちづくり部都市計画課 電話:079-443-9033 </td> </tr> <tr> <td> 高砂みなとまちづくり推進事業 高砂市の臨海部における海浜・緑地の整備による水辺空間を創出するとともに、港湾の活性化を図ることを目的とした「高砂みなとまちづくり構想」の実現に向けた推進母体として、各種団体や企業、市民、学識者等が参加する「高砂みなとまちづくり構想推進協議会」を設立し、「高砂市みなとまちづくり行動計画」を策定して行政等に提言した。今後、参画と協働によるさまざまな取り組みが展開され、また、協議会自らも主体となって行動していく。 </td> <td> まちづくり部都市計画課 電話:079-443-9033 </td> </tr> </tbody> </table>		事業名・事業内容	問い合わせ先	高砂堀川まつり 高砂町堀川周辺で平成 18 年 9 月 16 日、17 日に観光協会主催で行われたライトアップ事業。観光協会が主体となり、行政、地域住民が一体となって実施し、好評を得た。 平成 19 年度から、行政、会議所、観光協会、自治会などによる実行委員会を立ち上げ、例年開催していく予定である。	生活環境部 市民活動推進課 電話:079-443-9078	公園等管理事業 (あらい浜風公園ふれあい花壇) 市民がオーナー(公募)となり、公園内の花壇づくりを行う事業。ふれあい花壇の植栽・維持管理について、公募オーナー(現在8団体)による会議で意見交換を行い、運営の方法等を検討のうえ実施している。「あらい浜風公園」の開園時には、公募オーナー以外の市民も多数参加し、オープニングに合わせての植栽事業を行った。	まちづくり部都市計画課 電話:079-443-9033	高砂みなとまちづくり推進事業 高砂市の臨海部における海浜・緑地の整備による水辺空間を創出するとともに、港湾の活性化を図ることを目的とした「高砂みなとまちづくり構想」の実現に向けた推進母体として、各種団体や企業、市民、学識者等が参加する「高砂みなとまちづくり構想推進協議会」を設立し、「高砂市みなとまちづくり行動計画」を策定して行政等に提言した。今後、参画と協働によるさまざまな取り組みが展開され、また、協議会自らも主体となって行動していく。	まちづくり部都市計画課 電話:079-443-9033
	事業名・事業内容	問い合わせ先								
	高砂堀川まつり 高砂町堀川周辺で平成 18 年 9 月 16 日、17 日に観光協会主催で行われたライトアップ事業。観光協会が主体となり、行政、地域住民が一体となって実施し、好評を得た。 平成 19 年度から、行政、会議所、観光協会、自治会などによる実行委員会を立ち上げ、例年開催していく予定である。	生活環境部 市民活動推進課 電話:079-443-9078								
	公園等管理事業 (あらい浜風公園ふれあい花壇) 市民がオーナー(公募)となり、公園内の花壇づくりを行う事業。ふれあい花壇の植栽・維持管理について、公募オーナー(現在8団体)による会議で意見交換を行い、運営の方法等を検討のうえ実施している。「あらい浜風公園」の開園時には、公募オーナー以外の市民も多数参加し、オープニングに合わせての植栽事業を行った。	まちづくり部都市計画課 電話:079-443-9033								
高砂みなとまちづくり推進事業 高砂市の臨海部における海浜・緑地の整備による水辺空間を創出するとともに、港湾の活性化を図ることを目的とした「高砂みなとまちづくり構想」の実現に向けた推進母体として、各種団体や企業、市民、学識者等が参加する「高砂みなとまちづくり構想推進協議会」を設立し、「高砂市みなとまちづくり行動計画」を策定して行政等に提言した。今後、参画と協働によるさまざまな取り組みが展開され、また、協議会自らも主体となって行動していく。	まちづくり部都市計画課 電話:079-443-9033									

3 市町の参画と協働関連施策の実施状況

稲美町		
主管課:教育政策部生涯学習課 所在地:〒675-1115 加古郡稲美町国岡 1-1 電話:079-492-2340 FAX:079-492-6768 e-mail:syougaiakusyu@town.hyogo-inami.lg.jp ホームページ:http://www.town.hyogo-inami.lg.jp/		
基本 条例等	住民との協働による行政経営計画 (H18.2 策定)	
	住民サービスの向上、住民の専門的知識・技術の活用、住民の雇用の場の確保、住民の生きがいをづくり、コスト削減、職員の意識改革を目的として策定した。	
主な制度	制度名・根拠規定	問い合わせ先
	公募による住民参加	経営政策部企画課 電話:079-492-9130
	住民参加の公募に関する要綱 (H7.5.31 制定・施行)	
	附属機関等の会議録等の公開	経営政策部企画課 電話:079-492-9130
	附属機関等の設置及び運営に関する指針 (H12.10.2 制定、H13.1.4 施行)	
	事務事業評価	経営政策部総務課 電話:079-492-9131
	事務事業評価外部評価委員会設置要綱 (H17.7.20 制定・施行)	
生涯学習推進委員	教育政策部生涯学習課 電話:079-492-2340	
生涯学習推進委員設置に関する規則 (H12.12.10 制定・施行)		
主な事業	事業名・事業内容	問い合わせ先
	ボランティアネットワーク委託事業 新しい地域づくりの仕組みを住民と行政が協働で創りあげてを目的にボランティア協会が設立された。地域の人による、地域のための住民ボランティア活動事業を支援し、住民の力が発揮できる町づくりの実現をめざして活動している。 ・ボランティア協会登録グループ・登録者数:37グループ、799人	教育政策部生涯学習課 電話:079-492-2340
	生涯学習まちづくり委員会 各小学校区におけるこころ豊かなまちづくり(生涯学習)にかかわる事業を総合的に推進するため、関係団体の相互連携・協力を図り、事業についての企画ならびに連絡調整を行い、住民の自己学習活動の進展に資するとともにこころ豊かなまちづくりを進めることを目的に実施する。(平成3年12月発足) ・委員会設置校区数:5校区	教育政策部生涯学習課 電話:079-492-2340

播磨町		
主管課: 播磨町企画グループ 所在地: 〒675-0182 加古郡播磨町東本荘 1-5-30 電話: 079-435-0356 FAX: 079-435-0609 e-mail: kikaku@town.harima.lg.jp ホームページ: http://www.town.harima.lg.jp/		
基本 条例等	—	
主な制度	制度名・根拠規定	問い合わせ先
	—	
主な事業	事業名・事業内容	問い合わせ先
	播磨ゆめづくり塾事業 テーマを住民より公募し、選ばれたテーマの提案者を塾長とし、塾生とともに自由な発想と多くの人との交流を通して住民自らの運営により活動していただき、研究・活動・提言などをしていただく「まちづくりプロジェクト」である。 ゆめづくり塾は、住民の活動を新たに立ち上げようとするときにサポートする制度として平成10年度から行っている。 1塾当たり30万円を上限とし、5年間を限度として助成する。 (ただし、上限額は4年目20万円、5年目10万円となる。)	企画グループ 電話: 079-435-0356
	コミュニティ委員会活動事業補助金 町立コミュニティセンターを拠点として組織しているコミュニティ委員会が実施する事業について、その経費の一部を町が補助することにより、地域住民の主体的なコミュニティ活動の援助、育成を図ることを目的とする。 目的達成のために必要な事業に要する費用について、予算の範囲内において町長が定める額を助成する。	生涯学習グループ 電話: 079-435-0565
	播磨わくわく講座 住民が主催する会合などに町職員が出向き、町政の現状や方向性を説明したり、住民に役立つ話などを通じて、まちづくりについて理解を深めていただき、住民と行政が協働して、住みよいまちを作ることを目的としている。 原則として、町内に在住、通学、勤務している5人以上の団体、グループなら誰でも申し込みでき、講師料は無償としている。	企画グループ 電話: 079-435-0356

3 市町の参画と協働関連施策の実施状況

西 脇 市		
主管課: ふるさと創造部まちづくり課 所在地: 〒677-8511 西脇市郷瀬町 605 電話: 0795-22-3111 FAX: 0795-23-8833 e-mail: machi@city.nishiwaki.hyogo.jp ホームページ: http://www.city.nishiwaki.hyogo.jp		
基本 条例等	参画と協働のまちづくりガイドライン (H17.3 策定)	
	「市民による市民のためのまちづくり」を基本に、主人公である市民のみなさんと一緒になって、地域の課題を掘り起こし、ともに担っていくための仕組みづくりを進めるとともに、その解決に向けて実践し、共生の次代にふさわしい、個性豊かな、主民主体のまちづくりを進める「参画と協働のまちづくり」を市政推進の理念とし、取り組んでいくため策定した。	
	自治 (まちづくり) 基本条例【検討中】	
	西脇市の自治の理念及び基本的な指針とルールを定める。	
主な制度	制度名・根拠規定	問い合わせ先
	パブリックコメント【検討中】 (条例の制定を検討中)	—
主な事業	事業名・事業内容	問い合わせ先
	地区まちづくり計画の策定	
	西脇市内を8つの地区に分け、それぞれの地域の課題や特性などを解決又は活用するためのアクションプランを住民が主体となって策定する。 計画については、総合計画の地区版として位置づけ、課題解決や地域特性の活用などに対する活動につなげていく。	
	地区まちづくり応援プログラム【19年度新規事業】 地区の課題解決や特性を生かした活動を行う地区全体を網羅した「地区協議会」に対して活動に必要な経費を補助する。	ふるさと創造部 まちづくり課 電話: 0795-22-3111
	ふるさと創造部 まちづくり課 電話: 0795-22-3111	

三木市			
主管課: 市民ふれあい部市民協働課 所在地: 〒673-0492 三木市上の丸町 10-30 電話: 0794-82-2000 FAX: 0794-82-9755 e-mail: kyodo@city.miki.lg.jp ホームページ: http://www.city.miki.lg.jp/			
基本 条例等	三木市まちづくり基本条例【H22.3 制定予定】		
	—		
主な制度	制度名・根拠規定	問い合わせ先	
	市民意見公募手続制度 三木市市民意見公募手続条例 (H18.9.29 公布、H18.10.1 施行)	企画管理部企画政策課 電話: 0794-82-2000	
	審議会等委員公募 審議会等委員の選任に関する指針 (H18.5.1 制定・施行)	企画管理部企画政策課 電話: 0794-82-2000	
	市民活動支援金 三木市市民活動支援条例 (H18.9.29 制定・公布、H18.10.1 施行)	市民ふれあい部 市民協働課 電話: 0794-82-2000	
	吉川まちづくり住民会議 吉川まちづくり住民会議設置要綱 (H18.5.1 制定・施行)	吉川支所市民生活課 電話: 0794-72-0180	
	事業名・事業内容		問い合わせ先
	まちづくり出前トーク 市民が知りたいと思っている「市の仕組み」「税・保険・年金」「くらしと安全」「健康・スポーツ・文化」などの行政情報を積極的に公開し、市民への説明責任を果たすとともに、市民からの貴重な意見を聴取することによって、市民と行政とのパートナーシップによるまちづくりの実現を目指している。 18年度は12回開催し、189人の参加があった。	市長室広報広聴課 電話: 0794-82-2000	
タウンミーティング 市が進める事業や現状を市民に対してわかりやすく説明するという、職員のプレゼンテーション(説明責任)能力を高めるとともに、事業に対しての市民の意見を聴取し、今後の施策に反映していくことを目的にタウンミーティングを開催した。 平成18年度は、10回開催し、延べ886人の参加があった。 このほか、行財政改革と今後の三木のまちづくりをテーマにしたミニ・タウンミーティングを自治会単位で開催し、市内全194地区のうち158地区(81.4%)で開催し、延べ2,720人の参加があった。	市長室広報広聴課 電話: 0794-82-2000		
街づくり助成事業 地域ごとで身近に感じられる日常生活空間の整備につながるものづくりや規則づくりをとおして、地域の改変を目指した調査・研究や街づくりの実現に向けての活動を行う住民団体の活動に対し助成することにより、住民の主体的な街づくり活動の促進を図ることを目的としている。 地域の歴史・文化を生かした街づくりの研究を進めているまちづくり協議会と、地域課題を抽出し、その解決方法を検討しているまちづくり協議会がある。	市民ふれあい部 市民協働課 電話: 0794-82-2000		

小野市		
主管課:総合政策部協働参画グループ 所在地:〒675-1380 小野市王子町 806-1 電話:0794-63-1404 FAX:0794-63-6600 e-mail:kikaku@city.ono.hyogo.jp ホームページ:http://www.city.ono.hyogo.jp/		
基本 条例等	—	
主な制度	制度名・根拠規定	問い合わせ先
	—	
主な事業	事業名・事業内容	問い合わせ先
	新成人主体の手づくり成人式 行政主体の成人式ではなく、新成人が「自分たちが本当に望んでいる式」の実現のため、実行委員会を構成し、自らが企画・準備を進める方式で、平成12年度から導入している。 堅苦しい式典ではなく、実行委員と市長がフォーラム形式で対話、会場参加者らの夢などを尋ねる独自のスタイルも打ち出している。 新成人自らが企画・運営する手づくりの良さが認められ、「成人式大賞(主催:新成人式研究会、後援:文部科学省)」では、平成16年から毎年表彰されており、特に平成19年は準大賞を受賞した。	教育委員会生涯学習課 電話:0794-63-2445
	市民主体の小野まつり 「ことおこし」「ものおこし」それらを支える「人おこし」を基軸に、まつりを通じた地域の活性化や郷土を愛する誇りづくりを目指し、平成12年に市民参画のもと、小野まつり検討委員会が発足した。 まつりの主体が、行政から市民へと移り、市民の目線での発想により、新たに、「おの恋おどり」が生まれるなど、若者を中心に多くの人が参加できるまつりへと変貌を遂げた。 県内外から「おの恋おどり」に参加するチーム数は、県下最多の105チームとなるなど、小野まつりは、変革初年度の約3倍、14万人もの人が訪れる、市民が誇れる北播磨屈指のイベントとなった。	地域振興部商工観光課 電話:0794-63-1929
	「うるおい交流館エクラ」を拠点としたNPOと協働のまちづくり 平成17年に市民活動の拠点施設として、小野市うるおい交流館エクラを建設した。従来から市内各地、様々な分野で活動されていたボランティアや市民活動団体の新たな活動の場、発表の場、交流の場となっている。 そして、市民活動活性化及び市民活動団体の育成を目的とする中間支援団体NPO法人北播磨市民活動支援センターを指定管理者として、施設の管理運営を行うことにより、市民の目線・発想による運営というメリットに加え、新たな市民活動のインキュベート機能も加わった。 エクラは、年間25万人もの人が訪れ、新たなNPO法人が誕生したり、市民活動の誕生、育成、発展する拠点となっている。	総合政策部協働参画グループ 電話:0794-63-1404

加西市		
主管課:総務部市民参画課 所在地:〒675-2395 加西市北条町横尾 1000 電話:0790-42-0106 FAX:0790-42-0133 e-mail:sankaku@city.kasai.hyogo.jp ホームページ:http://www.city.kasai.hyogo.jp/		
基本 条例等	市民参画都市宣言 (H14.4.21 制定) 市制施行 35 周年にあたり、「花と歴史と愛のまちー加西」ふるさと夢都市の創造をめざして、新しい自治と市民の連帯意識を醸成し、子供からお年寄りまで、全ての市民が、「市民参画」という共通の認識に立ち、活力と個性ある市民主体のまちの実現に向けて、その理念を掲げるとともに、私たちの決意を明らかにするため、都市宣言を制定した。	
	制度名・根拠規定 パブリックコメント 加西市パブリックコメント実施要綱 (H17.6.1 制定・施行) 行政評価制度 加西市行政評価基本計画 (H18.11.10 策定・施行)	問い合わせ先 経営戦略室 電話:0790-42-8700 経営戦略室 電話:0790-42-8700
主な 事業	事業名・事業内容 プロバイダ事業	
	<目的> ・市民団体を支援するのではなく市民団体の公益活動を協働により支援することで、より最小コストで不特定の市民に良質なサービスを提供する。 ・市民が自らの活動を通じて、まちづくりへ直接貢献することによる自治の基礎的サイクルを確立する。 ・職員コンピテンシの向上とネットワークの見直しにより、事業メニューを低コストで実現する。 <要件> ・事業主体が地域交流センター登録団体の活動であること。(団体としての活動基準を守っていること。) ・事業対象が不特定多数者であること。(NPO法準則) ・原則収益行為を伴わない活動であること。(法人税法準則) ※本事業に関して市から直接投入された助成金・補助金・事業費は 0 円。 (市の負担軽減) ※事業やイベントの一般参加者の参加費は 0 円。(団体スタッフ・会員以外の市民の負担軽減)	問い合わせ先 総務部市民参画課 電話:0790-42-0106

3 市町の参画と協働関連施策の実施状況

加 東 市		
主管課: 企画部企画政策課 所在地: 〒673-1493 加東市社 50 電話: 0795-43-0388 FAX: 0795-42-5633 e-mail: suishin@city.kato.lg.jp ホームページ: http://www.city.kato.lg.jp/		
基本 条例等	—	
主な制度	制度名・根拠規定	問い合わせ先
	パブリック・コメント手続【検討中】	—
	(要綱・指針等を H21.3 制定予定)	
	行政評価制度【検討中】	—
	(要綱・指針等を H22.3 制定予定)	
主な事業	事業名・事業内容	問い合わせ先
	防犯対策事業	総務部防災課 電話: 0795-43-0402
	警察・防犯協会との連携のもと、各地域防犯グループの自主活動経費への支援、防犯協会への支援、防犯パトロール用品の支給、防犯活動リーダーの養成など、まちづくり防犯活動グループの育成・支援等を通じて、地域住民の自主的活動の活性化を図り、地域における犯罪発生を防止する。	
	こども教室事業	教育委員会生涯学習課 電話: 0795-48-3532
	平日の放課後や週末に、地域自治会や団体、グループの参画・協力を得て、できる限り子どもたちの生活の場に近ところ(地区の公民館や公園等)で子どもの居場所をつくることで、安全・安心な環境のもと、地域が一体となり参画・協働による子どもたちを見守り育む環境づくりを行う。	
加東市まちづくり活動費補助金【19年度新規事業】	企画部企画政策課 電話: 0795-43-0389	
1 住民自治組織分		
地域住民が自立したまちをつくっていくために、これまでの地域・自治活動を基盤にしながら、小学校区あるいは中学校区を単位とした住民自治組織の推進のための活動補助を行う。 これまでの自治の基盤となっている自治会を中心に、地域の課題を共有し、解決する方法を自らで考えて実行できる自立型の地域づくりを進めるため、早期に住民自治組織の立ち上げが図られるよう、組織設立の準備に取り組む団体への支援を積極的に行う。		
2 応募活動分		
	地域に自主的・自立的な活動によるまちの活性化を促すため、まちづくり活動に積極的に取り組む市内の各種団体・グループ等に対して補助金を交付する。 市民が「自ら考え」、「自ら行う」まちづくり活動を一般募集し、認定方式によりその活動への支援を行うシステムを取り入れ、より良い活動の創出と地域の活性化を図ることを目的として実施する。	

多可町		
主管課:企画情報課新生活創造室 所在地:〒679-1192 多可郡多可町中区中村町 123 電話:0795-32-2381 FAX:0795-30-2201 e-mail:kikaku@takacho.jp ホームページ:http://www.takacho.jp/		
基本 条例等	—	
主な制度	制度名・根拠規定	問い合わせ先
	—	
主な事業	事業名・事業内容	問い合わせ先
	多可の里づくり・むらづくり活動助成事業 各集落ごとに組織するむらづくり協議会が行うむらづくり事業(むらを快適で 住みやすく活力あるものにするため、そこで生活する人が、自発的に共同し て課題解決に向けて取り組む活動)を円滑に進めるため助成する。	企画情報課まちづくり 推進室 電話:0795-32-2381
	河川清掃協力事業 社会生活に不可欠な水とその周辺環境を守り、合わせて河川愛護思想の 普及を図ることを目的とした地域の自主活動を支援する。	建設課 電話:0795-30-0855
	多可町環境美化活動推進事業 不法投棄により損なわれた地域の環境美化活動(以下「環境美化活動」と いう。)を行う集落に対し、その実行経費の一部を助成することにより、良好な 環境の保全と創造の推進を図ることを目的とする。 この補助金は、集落が環境美化活動を行う場合、集落区長に交付する。	住民生活課 電話:0795-32-2383

姫路市		
主管課: 市民局市民参画部市民活動推進課 所在地: 〒670-8501 姫路市安田 4-1 電話: 079-221-2099 FAX: 079-221-2758 e-mail: sankaku@city.himeji.hyogo.jp ホームページ: http://www.city.himeji.hyogo.jp/		
基本 条例等	姫路市市民活動・協働推進指針 (H19.3.31 策定) 市民活動及び協働の推進について基本的な考え方を明確にするとともに、市民活動団体と行政との協働を実現するための基本方針を明示し、協働を推進するための事業計画の策定方針を提示するため策定した。 <概要> ・ 市民活動・協働の現状・課題 ・ 市民活動・協働推進のための行政支援の基本的考え方 ・ 市民活動・協働推進のための基本指針(①相互理解が進む仕組みづくりを行います②情報の共有を進めます③市民活動等の拠点となる場の整備に努めます④担い手づくり(団体、人材育成)に努めます⑤市民活動支援機能の充実を図ります⑥民間相互の協働を推進します⑦行政との協働を推進します) ・ 基本的指針の実現に向けて	
	(仮称) 市民活動等推進事業計画【H20.3 策定予定】 ———	
主な制度	制度名・根拠規定	問い合わせ先
	市民意見提出手続 市民意見の提出手続を定める要綱 (H15.9.1 施行)	市民局市民参画部 市民活動推進課 電話: 079-221-2099
	附属機関等の委員の公募 姫路市附属機関等の委員の公募に関する指針 (H17.4.1 施行)	市民局市民参画部 市民活動推進課 電話: 079-221-2099
	附属機関等の会議の公開 姫路市附属機関等の会議の公開に関する指針 (H14.10.1 施行)	市民局市民参画部 市民総合相談室 電話: 079-221-2156
	行政評価システム 姫路市行政評価システム実施要綱 (H18.4.13 施行)	行政システム改革本部 行政システム改革室 電話: 079-221-2947
主な事業	事業名・事業内容	問い合わせ先
	姫路市提案型協働事業 姫路市において、社会的、地域的な課題解決に取り組む市民公益団体から、市民活動団体と行政が協働して行う団体特性を生かした公益性の高い事業を提案していただき、書類審査、プレゼン審査により選定された団体について、対象事業経費の2分の1(補助額の上限は25万円)を補助する。	市民局市民参画部 市民活動推進課 電話: 079-221-2099
	姫路市地域夢プラン事業 中学校区を単位として、地域住民が中心となって歴史・文化・自然等の地域資源を改めて見直し、これらを生かした地域の魅力を高めるためのプランを策定し、そのプランに基づいた地域の取り組みに対し市が支援を行う。 事業は各校区5年計画で実施。 【1年目】地域夢プランの策定、地域夢プランの情報発信 【2年目】地域夢プランに基づくソフト事業の実施 【3～5年目】地域夢プラン応援事業	企画財政局政策経営部 政策企画課 電話: 079-221-2536

神河町		
主管課:企画課 所在地:〒679-3116 神崎郡神河町寺前 64 電話:0790-34-0185 FAX:0790-34-0691 e-mail:kikaku@town.kamikawa.hyogo.jp ホームページ:http://www.town.kamikawa.hyogo.jp/		
基本 条例等	—	
主な制度	制度名・根拠規定	問い合わせ先
	—	
主な事業	事業名・事業内容	問い合わせ先
	地域サロン事業 神河町新町建設計画の重点プランの一つとして、平成 18 年度から各集落で進めている「地域サロン」の取り組みは、地域づくりを集落単位で実施するもので、伝統文化を生かし、地域資源を発掘し、協働の力で自分たちが暮らしている地域の豊かさをより高めようとする仕組みづくりである。 そのきっかけとして、町内全 39 集落において集落にある地域資源を再評価(宝探し)したうえで、宝ものを生かした個性ある集落を創る計画づくり(夢語り)を行うワークショップをそれぞれ3回実施していただいた。 平成 19 年度以降は、この集落づくりの計画に基づいた地域住民の自発的で主体的な実践活動(汗流し)を奨励し、活動に必要な原材料費等について「神河町ハートがふれあう地域づくり活動支援補助金」の交付や県のパワーアップ事業などを活用し支援する。	企画課 電話:0790-34-0185
	神河町ハートがふれあう地域づくり活動支援事業 ひとり一人がここに暮らしていることを誇りに思い、豊かさを実感できる集落づくりや集落を超えた地域づくり活動など、住民の自発的で主体的な活動を支援する。 ・対象事業:「地域サロン」事業に基づく実践活動・地域の活性化や地域課題の解決につながる活動・伝統文化の継承活動・文化的活動・花いっぱい活動など ・補助金額:上限 10 万円/団体(花いっぱい活動は上限 5 万円/団体) ・申請期間:4月から翌年2月末(但し町予算の範囲内)	企画課 電話:0790-34-0185

3 市町の参画と協働関連施策の実施状況

市川町		
主管課:総務課 所在地:〒679-2392 神崎郡市川町西川辺 165-3 電話:0790-26-1010 FAX:0790-26-1049 e-mail:soumu@town.ichikawa.hyogo.jp ホームページ:http://www.town.ichikawa.hyogo.jp/		
基本 条例等	—	
主な制度	制度名・根拠規定	問い合わせ先
	推進員等 要綱等により設置	—
主な事業	事業名・事業内容	問い合わせ先
	有識者会議 町の行政運営に対する意見や提言をもらい、課題解決や取り組むべき方向性の決定の参考とする。	総務課 電話:0790-26-1010

福 崎 町		
主管課:企画財政課 所在地:〒679-2280 神崎郡福崎町南田原 3116-1 電話:0790-22-0560 FAX:0790-23-0687 e-mail:kizai@town.fukusaki.hyogo.jp ホームページ:http://www.town.fukusaki.hyogo.jp/		
基本 条例等	—	
主な制度	制度名・根拠規定	問い合わせ先
	推進員等 統一した根拠規定はないが、それぞれ個別の規定などにより設置	—
主な事業	事業名・事業内容	問い合わせ先
	地域づくり推進事業 自治会、婦人会、老人会、PTA、その他これに類する団体に対して、住民の連帯と協調のなかで、自治会活動や住民活動を通じた魅力あるまちづくりを推進するため、自主性と創意工夫により、人間性豊かな地域づくりを図り、将来にわたってまちに定着、継続されるソフト事業に補助金を交付(継続的な事業は4年間)する。 また、非営利活動を行う住民団体で、申請時において設立後3年以内または当該年度中に設立されている団体に対して、主たる活動の効果が一部地域にとどまらず、不特定多数の者の利益の増進に寄与する団体の設立に対して補助金を交付する。	企画財政課 電話:0790-22-0560
	生涯データバンク「まちの先生」 自主学习や団体活動を支援し、その成果を町づくりへ生かすことを目的として、様々な特技や趣味をお持ちの方に登録をいただき、自主グループや団体から指導者を求められたときに紹介する制度を運用する。	総務課 電話:0790-22-0560

3 市町の参画と協働関連施策の実施状況

相生市		
主管課: 市民福祉部まちづくり推進室 所在地: 〒678-8585 相生市旭 1-1-3 電話: 0791-23-7130 FAX: 0791-23-7137 e-mail: machizukuri@city.aioi.hyogo.jp ホームページ: http://www.city.aioi.hyogo.jp/index.html		
基本 条例等	相生市市民参加条例 (H16.3.23 可決 H16.3.24 公布 H16.7.1 施行)	
	市民参加に関する基本的な事項を定めることにより、市民と市が協働し個性豊かで活力に満ちた魅力ある地域社会の発展を図ることを目的として制定した。	
主な制度	制度名・根拠規定	問い合わせ先
	市民意見提出制度	企画管理部企画広報課 電話: 0791-23-7124
	相生市市民意見提出制度の実施に関する要綱 (H14.11.1 制定・施行)	
	委員の市民公募等	企画管理部企画広報課 電話: 0791-23-7124
	相生市市民参加条例第 6 条 (H16.3.24 公布、H16.7.1 施行)	
	審議会等の会議の公開	企画管理部企画広報課 電話: 0791-23-7124
	相生市市民参加条例第 7 条 (H16.3.24 公布、H16.7.1 施行) 相生市審議会等の会議の公開に関する要綱 (H16.6.18 制定・施行)	
	行政評価	企画管理部企画広報課 電話: 0791-23-7124
相生市行政評価実施要綱 (H15.1.27 制定、H15.4.1 施行)		
市民投票	企画管理部企画広報課 電話: 0791-23-7124	
相生市市民参加条例第 8 条 (H16.3.24 公布、H16.7.1 施行)		
主な事業	事業名・事業内容	問い合わせ先
	あいおい元気アップ支援事業	市民福祉部まちづくり 推進室 電話: 0791-23-7130
市民が自主的・主体的に行う創意工夫に溢れた、相生が元気になるまちづくり活動に対して助成する。		

たつの市		
主管課: 企画財政部企画課 所在地: 〒679-4192 たつの市龍野町富永 1005-1 電話: 0791-64-3141 FAX: 0791-63-2594 e-mail: kikaku@city.tatsuno.lg.jp ホームページ: http://www.city.tatsuno.hyogo.jp/		
基本 条例等	—	
主な制度	制度名・根拠規定	問い合わせ先
	市民意見公募手続（パブリックコメント） たつの市市民意見公募手続(パブリックコメント)実施要綱 (H19.3.30 制定、H19.4.1 施行)	企画財政部 広報秘書課 電話: 0791-64-3211
	推進員等 個別の法令、条例、規則、要綱等により設置	—
	事業名・事業内容	問い合わせ先
主な事業	たつのまちづくり塾事業 独創的で独自性のあるテーマを市民と職員の協働により研究し、本市の今後のまちづくりの方策について提言する。	総務部総務課 電話: 0791-64-3142
	地域振興事業補助金交付事業 市内の地域活動を一層推進させるため、市民が自主的に実施する地域の特色を生かした地域づくり活動に対して補助金を交付することにより、特色あるまちづくりの推進や地域の振興を図る。	企画財政部企画課 電話: 0791-64-3141
	歴史的建造物活用支援事業 失われつつある歴史的景観を保全するとともに、地区住民主体によるまちづくりや文化活動の推進を図る。	都市建設部 町並み対策課 電話: 0791-64-3167

3 市町の参画と協働関連施策の実施状況

赤穂市		
主管課: 市民部市民対話室 所在地: 〒678-0292 赤穂市加里屋 81 電話: 0791-43-6818 FAX: 0791-43-6810 e-mail: taiwa@city.ako.hyogo.jp ホームページ: http://www.city.ako.hyogo.jp/		
基本 条例等	赤穂市市民参加に関する条例 (H17.3.11 可決 H17.3.25 公布 H17.10.1 施行) 市民参加を推進するための基本的な事項を定めるとともに、より良いまちづくりのため、市民と市がともに考え、その実現に向け協働によるまちづくりを進めていくことを目的としている。 本条例は、市民一人ひとりのまちづくりへの思いが市政へ反映される仕組みを構築し、市民と市が、相互の信頼関係に基づく協働によるまちづくりを行うため、市民誰もが、市政に参加することができるよう制定されたものである。	
	制度名・根拠規定	問い合わせ先
主な制度	パブリックコメント手続 赤穂市市民参加に関する条例 (H17.3.11 可決、H17.3.25 公布、H17.10.1 施行)	市民部市民対話室 電話: 0791-43-6818
	審議会等への付議 (審議会等の委員の公募) 赤穂市市民参加に関する条例 (H17.3.11 可決、H17.3.25 公布、H17.10.1 施行)	市民部市民対話室 電話: 0791-43-6818
	審議会等への付議 (審議会等の会議及び会議録の公開) 赤穂市市民参加に関する条例 (H17.3.11 可決、H17.3.25 公布、H17.10.1 施行)	市民部市民対話室 電話: 0791-43-6818
	推進員等 個別の法令、条例、規則、要綱等により設置	——
	意見交換会、ワークショップ 赤穂市市民参加に関する条例 (H17.3.11 可決、H17.3.25 公布、H17.10.1 施行)	市民部市民対話室 電話: 0791-43-6818
	事業名・事業内容	問い合わせ先
	みんなのまちづくり推進支援【19年度新規事業】 まちづくりへの市民の積極的な参加により市民が主役の協働のまちづくりの推進及び豊かな地域コミュニティの形成を図ることを目的に、市民団体が自主、自発的に行うまちづくり活動に対して、その経費の一部を支援する。 ・支援金額: 20 万円を限度に対象活動経緯の 5 分の 4 以内	市民部市民対話室 電話: 0791-43-6818

宍粟市		
主管課: 企画部まちづくり防災課 所在地: 〒671-2593 宍粟市山崎町今宿 6 電話: 0790-63-3000 FAX: 0790-63-3064 e-mail: sankakukyodo-kk@city.shiso.lg.jp ホームページ: http://www.city.shiso.lg.jp/		
基本 条例等	—	
主な制度	制度名・根拠規定	問い合わせ先
	行政評価制度 宍粟市事務事業評価実施要綱 (H18.9.1 制定・施行)	企画部行革推進課 電話: 0790-63-3000
主な事業	事業名・事業内容	問い合わせ先
	まちづくり支援事業 市内の自治会・各種団体・サークルが自主的、主体的に行うまちづくり活動で、地域固有の資源を活用および地域特性を生かした取り組みに対して、その経費の一部を助成する。補助対象経費や補助金額は、当事業認定委員会が査定した補助対象経費の2分の1以内の額で、市長が認定するものである。 活動内容については、単年度限りのイベントではなく、今後継続して実施される活動でなければならない。ただし補助金交付は、毎年、活動の場所や内容が同じであれば、初年度限りである。	企画部まちづくり防災課 電話: 0790-63-3000
	官学地域連携事業 少子高齢化や過疎化、地域産業の振興など様々な課題を抱える宍粟市において、これらの課題解決を図るために中長期計画の策定や具体施策の展開が重要な取り組みとなっている。このような計画の策定や地域活性化のための特色ある施策の展開を進めるにあたって専門的な見識や若者ニーズ等の把握も必要であることから、兵庫県立大学との官学連携を締結した。(締結日:平成18年2月16日) この連携に基づき市総合計画策定をはじめ、様々な委員会やプロジェクトへの教員の参画を得ている。	企画部企画調整課 電話: 0790-63-3000
	宍粟市地域協議会及び地域協議会連絡会 主体的な住民活動と行政の協働による地方自治の体制の確立を図り、新市建設計画の推進状況に対する提言、地方分権社会における自己責任、自己決定による安全安心のまちづくりと住民の参画・協働によるまちづくりを推進し、もって宍粟市の一体的な発展に資することを目的とする。宍粟市地域協議会の設置期間は5年間であり、合併前の旧町区域に各地域協議会を置き、各15名の委員を有する。委員の任期は2年である。毎月定例会を開催している。また各地域協議会の連絡調整等のため各地域協議会から4名ずつの計16名で宍粟市地域協議会連絡会を設置している。	企画部まちづくり防災課 電話: 0790-63-3000

3 市町の参画と協働関連施策の実施状況

太子町		
主管課:総務部企画政策課 所在地:〒671-1592 揖保郡太子町鵜 1369-1 電話:079-277-5998 FAX:079-276-3892 e-mail:kikaku@town.taishi.hyogo.jp ホームページ:http://www.town.taishi.osaka.jp/		
基本 条例等	—	
主な制度	制度名・根拠規定	問い合わせ先
	パブリックコメント制度	総務部企画政策課 電話:079-277-5998
	太子町パブリックコメント制度実施要綱 (H17.1.18 制定・施行)	
	審議会委員の公募	総務部総務課 電話:079-277-1010
	太子町審議会委員の公募に関する取扱要領 (H17.12.1 制定・施行)	
	推進員等	—
	まちづくりの集い	総務部企画政策課 電話:079-277-5998
平成 19 年度まちづくりの集い実施要領 (H19.6.11 制定・施行)		
主な事業	事業名・事業内容	問い合わせ先
	河川清掃	総務部企画政策課 電話:079-277-5998
	河川愛護月間(7月)に合わせ、太子町連合自治会が実施している町内2河川の清掃作業を、ゴミ袋等の物品配布と収集したゴミの回収作業により支援する。(例年 1,000Kg 程度の収集実績、250 名程度参加) 活動を継続することにより、住民の美化意識及び河川愛護意識の高揚を図る。	
	まちづくり活動助成	経済建設部街づくり課 電話:079-277-5992
生活環境の改善、都市機能の更新、土地の合理的かつ健全な有効利用を図るため、住民が主体となってまちづくりに取り組む団体に対し、「太子町まちづくり協議会の認定並びに特別指定区域の指定に関する要綱」に基づき、必要な経費の一部を助成し、もって住民の主体的なまちづくり活動を支援する。		
成人式企画運営委員会	教育委員会社会教育課 電話:079-277-1017	
	成人式の企画運営を、新成人で組織する「成人式運営委員会」に委ね、人生の大きな節目となる二十歳の記念に、各委員の意見やアイデアを盛り込んだ「手づくりの成人式づくり」を行う。町は経費を負担するほか、情報収集及び提供、他機関との調整等、全面的なバックアップを行う。	

上 郡 町		
主管課:企画総務課 所在地:〒678-1292 赤穂郡上郡町大持 278 電話:0791-52-1111 FAX:0791-52-5172 e-mail:kikaku@town.kamigori.hyogo.jp ホームページ:http://www.town.kamigori.hyogo.jp/		
基本 条例等	—	
主な制度	制度名・根拠規定	問い合わせ先
	—	
主な事業	事業名・事業内容	問い合わせ先
	地域おこしイベント補助事業 各地域の特色を生かし、持続的な地域おこしとして実施するイベント事業 に対し、補助金を交付する。 ・対象:各地区連合自治会	企画総務課 電話:0791-52-1112

3 市町の参画と協働関連施策の実施状況

佐用町		
主管課:まちづくり課 所在地:〒679-5380 佐用郡佐用町佐用 2611-1 電話:0790-82-0664 FAX:0790-82-0131 e-mail :machizukuri@town.sayo.lg.jp ホームページ:http://www.town.sayo.lg.jp/		
基本 条例等	佐用町まちづくり基本条例(仮称)【検討中】	
	—	
主な制度	制度名・根拠規定	問い合わせ先
	まちづくり活動推進員 佐用町まちづくり活動推進員設置要綱 (H17.10.1 制定・施行)	まちづくり課 電話:0790-82-0664
主な事業	事業名・事業内容	問い合わせ先
	地域づくり推進事業 1 地域づくり協議会まちづくり活動助成事業 おおむね小学校区を単位とした地域住民で組織する13の「地域づくり協議会」の地域づくり事業(生涯学習活動事業、地域内景観・生活環境整備事業、健康づくり事業、地域福祉事業、防災まちづくり事業、その他地域づくり推進に係る事業)に要する経費を助成する。 2 自治会まちづくり活動助成事業 集落自治会が行う、住民と行政の協働のまちづくりを推進するため、住民が自ら考え自ら行動する地域づくり事業(生涯学習事業、人権にかかわる学習、健康づくり活動、ふれあい活動、福祉活動、環境美化活動、防火・防災活動、その他地域づくり推進に係る事業)に要する経費に助成する。	まちづくり課 電話:0790-82-0664
	まちづくりセンター及び地域づくりセンターの設置 生涯学習を振興し、地域自治の担い手である町民と行政との協働によるまちづくりを進めるためセンターを設置する。	まちづくり課 電話:0790-82-0664
	まちづくり協議会の設置 町民のまちづくりへの主体的な「参画と協働のまちづくり」を推進するため、まちづくりセンターにまちづくり協議会を設置する。	まちづくり課 電話:0790-82-0664

豊岡市			
主管課:総務部総務課 所在地:〒668-8666 豊岡市中央町 2-4 電話:0796-23-1111 FAX:0796-24-2575 e-mail:soumu@city.toyooka.lg.jp ホームページ:http://www.city.toyooka.lg.jp			
基本 条例等	市民と行政の協働推進指針 (H18.4.20 策定) 市民と行政が共に担う「新しい公共」の実現をめざし、市民と行政が共通の目的をもつことができるよう協働のための基本的な指針として策定した。		
	条例等 (検討中) —		
主な制度	制度名・根拠規定 参画と協働のガイドライン【検討中】 (庁内向けは H20.3 策定予定、庁外向けは H21.3 策定予定)	問い合わせ先 総務部総務課 電話:0796-23-1111	
	事業名・事業内容 市民プラザ事業 市民プラザは、まちづくりやボランティア、NPOなどのさまざまな市民活動を支援する機能、子育てを支援する機能、市民の文化活動や地域文化の創造を支援する機能の3つの機能を有している。 この複合施設に多くの人たちが集まり、互いに交流が進み、活動の輪が広がり、参画と協働による活力あるまちづくりが進むことを目指している。		問い合わせ先 教育委員会事務局 生涯学習課 電話:0796-24-3000
主な事業	豊岡市地区公民館整備事業 市町合併により地域の結びつきがこれまで以上に求められており、地域コミュニティの拠点施設として、おおむね小学校区ごとに設置されている地区公民館へ期待が寄せられている。地区公民館は、合併後 29 館(城崎は地域公民館)となったが、現在の施設は、それぞれ旧市町のまちづくりの考えに基づき整備されているため、地域事情による格差が生じている。地域によっては、公民館専用施設が未整備で、拠点施設がないため公民館活動が十分にできない場合も見受けられる。このような状況に適切に対応するため、地区公民館整備計画を策定し、計画的に整備する。		問い合わせ先 教育委員会事務局 生涯学習課 電話:0796-23-0341
	子どもの安全確保対策事業 通学途上における子どもの痛ましい事故が相次いでいる。次代を担う子どもたちの安全確保を重点施策と捉え、保護者や地域、関係機関の連携を図りながら、まちが一体となって守っていく取り組みで、教育行動計画の3つの大作戦のひとつとして「子どもの安全を守るまちぐるみ大作戦」を行う。		問い合わせ先 教育委員会事務局 こども教育課 電話:0796-23-1451

3 市町の参画と協働関連施策の実施状況

養父市		
主管課: 政策監理部行政改革推進室 所在地: 〒667-8651 養父市八鹿町八鹿 1675 電話: 079-662-7601 FAX: 079-662-7491 e-mail: gyoukaku@city.yabu.hyogo.jp ホームページ: http://www.city.yabu.hyogo.jp/		
基本 条例等	養父市ともに働く元気な養父づくり推進指針 (H19.3.30 策定) 本市は、総合計画の中で「元気と勇気」、「安全と安心」、「自立と協働」をまちづくりの基本的な考え方とし、これを実現するために「安心」、「活力」、「快適」、「生きがい・楽しみ・誇り」、「行政改革」の5つの施策を、市民と市役所、市民同士の参画・協働で進めることとしている。また、平成18年5月の「参画と協働の推進指針検討委員会」の答申では、自立し助け合う市民づくり、市民本位の市役所づくり、市民と一緒に考え行う市役所運営、市民活動センターの立ち上げを提言している。 以上を踏まえ、本市を市民同士、市民と市役所が理解し合い、協力し合ってまちづくりに取り組む「ともに働くまち」とするための「共通の手引書」として策定した。	
	養父市ともに働く元気な養父づくり推進条例 (仮称) 【検討中】 ——	
	——	
主な 制度	制度名・根拠規定	問い合わせ先
	行政評価 養父市行政評価実施要綱 (H18.9.14 制定・施行)	政策監理部 行政改革推進室 電話: 079-662-7601
	市民参加制度 (パブリック・コメント、附属機関等の委員の公募) 【検討中】 (要綱を H20.4 制定予定)	——
主な 事業	事業名・事業内容	問い合わせ先
	やぶ市民活動センター事業 【19年度新規事業】 初動期にあるNPO等に、3年を期限として、活動拠点や事務所スペースを提供する「やぶ市民活動センター」を、市内のショッピングタウンの空きスペースに開設。運営は、入居団体の1つであるNPO法人「市民オフィスやぶ」(平成19年7月20日認証)に委託実施して行っており、現在、3団体が活動している。	政策監理部 行政改革推進室 電話: 079-662-7601

朝来市		
主管課: 企画部まちづくり推進課 所在地: 〒669-5292 朝来市和田山町東谷 213-1 電話: 079-672-6137 FAX: 079-672-4041 e-mail: machizukuri@city.asago.hyogo.jp ホームページ: http://www.city.asago.hyogo.jp/		
基本 条例等	朝来市自治基本条例【H21.3 制定予定】	
	<主な内容(予定)> ・まちづくりの基本理念 ・市の責務、市長の責務、職員の責務 ・市民の権利と責務 ・説明責任、情報の共有、行政手続 ・総合計画、行政評価 等	
主な制度	制度名・根拠規定	
	パブリックコメント手続	問い合わせ先
	朝来市パブリックコメント手続実施要綱 (H19.5.25 制定・施行)	企画部秘書広報課 電話: 079-672-6111
	行政評価	総務部総務課
	行政評価実施要領 (H19.4.1 制定・施行)	電話: 079-672-6115
	推進員等	—
	個別の法令、条例、規則、要綱等により設置	—
主な事業	附属機関等の会議の公開【検討中】	
	(朝来市附属機関等の会議の公開に関する要綱の制定を検討中)	
	事業名・事業内容	
	地域づくり支援事業	問い合わせ先
	市内に存する行政区の自治振興又は地域の活性化を図るため、事業施行者の行う地域づくり支援事業に要する経費について、市が補助し地域づくりを推進する。	企画部企画政策課(⑩企画部まちづくり推進課) 電話: 079-672-6110 (⑩079-672-6137)
	区活動費補助金交付事業	企画部企画政策課(⑩企画部まちづくり推進課) 電話: 079-672-6110 (⑩079-672-6137)
	地域住民の相互理解と融和を図り、もって良好な地域社会の維持及び地域自治の振興に資するため、区の活動に対する区活動費補助金を交付し、地域づくり活動を支援する。	—
地域自治協議会設立支援事業【⑩年度新規事業】	問い合わせ先	
「自考・自行、共助・共創のまちづくり」の理念のもとに地域課題は地域で解決していく地域自治協議会を全市的に設置し、その活動を促進するために交付金を交付して、地域社会における自治意識と連帯感を醸成し、住み良い地域を形成していくための支援をする。	企画部まちづくり推進課 電話: 079-672-6137	

3 市町の参画と協働関連施策の実施状況

香美町		
主管課:総務部企画課 所在地:〒669-6592 美方郡香美町香住区香住 870-1 電話:0796-36-1962 FAX:0796-36-3809 e-mail:kikaku@town.mikata-kami.lg.jp ホームページ:http://www.town.mikata-kami.lg.jp		
基本 条例等	—	
主な制度	制度名・根拠規定	問い合わせ先
	—	
主な事業	事業名・事業内容	問い合わせ先
	町政懇談会 町内 10 会場(小学校区)で、町政について町長が説明し、住民から意見や要望を聞き、意見交換を行う。	総務部企画課 電話:0796-36-1962
	かすみふるさとまつり 「かすみふるさとまつり」は、海上花火大会や、たらいこぎ大会をはじめ、様々な参加型・体験型・交流型のイベントを企画し、地元関係者で組織する実行委員会が中心となって毎年実施している。 特に花火大会は、かすみふるさとまつりのメインイベントとして、住民からの協賛金を得て実施している。	産業部観光商工課 電話:0796-36-3355
	矢田川桜つつみ街道事業 合併により、香美町は矢田川の上流から下流までのエリアを新たな町域とすることとなった。そこで新町の誕生記念と町民の一体感の醸成、さらに次代につなぐ景観形成のために、矢田川を中心として、主要な河川沿いに住民自らが桜(町木)を植樹し、継続して管理していこうとするものである。	健康福祉部町民課 電話:0796-36-1110

新温泉町		
主管課:企画課 所在地:〒669-6792 美方郡新温泉町浜坂 2673-1 電話:0796-82-5624 FAX:0796-82-3054 e-mail:kikaku@town.shinonsen.hyogo.jp ホームページ:http://www.town.shinonsen.hyogo.jp/		
基本 条例等	住民の参画と協働の推進に関する指針【H21.3 制定予定】	
	パブリック・コメント手続等諸制度をまとめ、また、住民参加の委員会と町議会との位置づけを整理	
主な制度	制度名・根拠規定	問い合わせ先
	町民政策コメント制度	企画課 電話:0796-82-5624
	新温泉町町民政策コメント制度実施要綱 (H18.2.20 制定、H18.4.1 施行)	
	附属機関等の委員の公募	企画課 電話:0796-82-5624
	新温泉町行財政改革大綱及び同実施計画 (H18.12 策定)	
	附属機関等の会議及び会議録の公開	企画課 電話:0796-82-5624
	新温泉町行財政改革大綱及び同実施計画 (H18.12 策定)	
行政評価	企画課 電話:0796-82-5624	
新温泉町行政評価実施要綱 (H18.6.30 制定、H 18.7.1 施行)		
主な事業	事業名・事業内容	問い合わせ先
	協働まちづくりプロジェクト（総合計画実施計画）	企画課 電話:0796-82-5624
	総合計画の将来像を実現するための5つの施策の柱に基づいた施策を取り組むにあたっては、関係機関や施策間の連携を図りながら、関係する施策を総合的かつ効果的に実施する必要がある。 そのために、特に本町の主要課題である定住人口の維持と交流人口の増加をめざし、住民と行政が一体となって取り組む参画と協働をテーマとした事業プロジェクトとして、「協働まちづくりプロジェクト」を設定する。	
	景観まちづくり部会	建設課 電話:0796-82-3115
住民が主体となり、優れた景観や快適な環境を創造することをはじめ、本町の歴史的景観地区である味原川周辺の景観形成地区指定を視野に入れた景観形成計画をまとめる取り組みを進め、歴史的特性を生かした魅力あるまちづくりを実施している。		
地域振興事業補助事業	総務課 電話:0796-82-3111	
	地域の活動拠点としての地域コミュニティ活動施設等の整備をはじめ、共同除雪用機械の導入など、きめ細かい住民生活の利便性向上を支援する。 また、地域の記念誌刊行をはじめ、地域の活性化につながる主体的な事業を助成する。	

篠山市		
主管課: 政策部企画課 所在地: 〒669-2397 篠山市北新町 41 電話: 079-552-5106 FAX: 079-552-5665 e-mail: kikaku_div@city.sasayama.hyogo.jp ホームページ: http://www.city.sasayama.hyogo.jp/		
基本 条例等	篠山市自治基本条例 (H18. 6. 13 可決 H18. 6. 16 公布 H18. 10. 1 施行) 市における自治の理念を明らかにするとともに、まちづくりに関する基本的事項を定め、個性豊かで活力ある自立した地域社会の実現と市民福祉の充実を図るため、本市の自治の最高規範として「篠山市自治基本条例」を策定し、平成 18 年 10 月 1 日より施行している。 条例では、市民、市議会、市の執行機関の責任及び役割を明らかにし、参画と協働によるまちづくりなどの基本原則や市民の権利保護やそのための制度保障などについて規定している。	
	市民参画田園文化都市宣言 (H16. 4. 1 制定) 行政経営の基本理念として市政のあらゆる分野で一層の市民参画が進むことを願うとともに、21 世紀に行政と市民がパートナーとしての決意を新たにすため、都市宣言を制定した。	
主な制度	制度名・根拠規定 パブリックコメント 篠山市パブリックコメント手続条例 (H18.9.29 公布、H18.11.29 施行)	問い合わせ先 総務部秘書広報課 電話: 079-552-5109
	附属機関等の委員の公募 篠山市附属機関等の委員の公募に関する条例 (H18.9.29 公布、H18.11.29 施行)	政策部企画課 電話: 079-552-5106
	附属機関等の会議及び会議録の公開 篠山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する条例 (H18.9.29 公布、H18.11.29 施行)	総務部総務課 電話: 079-552-5111
	行政評価 篠山市行政評価実施要綱 (H19.2.22 公布・施行)	総務部財政課 (⑩政策部企画課) 電話: 079-552-5114 (⑩079-552-5106)
主な事業	事業名・事業内容 まちづくり協議会の設立支援 少子高齢化や環境問題などの地域の抱える様々な課題に対応するためには、より広い地域との連携や他の活動団体との連携などによる大きな視野に立ったまちづくりが必要である。 まちづくり協議会では小学校区を1つのコミュニティとして、地域課題の解決、地域の特色や個性を生かしたまちづくりに向けて、地域で主体的に取り組むことを目的としている、6 つの小学校区においてまちづくり協議会が設立されている(平成 19 年 6 月 1 日現在)。	政策部企画課 (⑩政策部まちづくり課) 電話: 079-552-5106 (⑩079-552-1118)
	里づくり計画 特色あるまちづくりに向けて、地域の個性を生かした土地利用を進めるため、住民の主体的な参画により地区レベルの独自性と創意工夫を發揮した里づくり計画策定を推進している。 策定については、地区の住民が集まって、地区の調査、資源の発掘、課題の整理などを行い、地区の将来像を描きながら、話し合いによって計画(土地利用計画、緑化計画、建築計画など)をまとめあげ、市内 6 地区で計画が策定されている(平成 19 年 6 月 1 日現在)。	建設部開発指導課 (⑩政策部まちづくり課) 電話: 079-552-1118
	官学地域連携事業 少子高齢化社会による人口の伸び悩み、若者の流出などにより農業生産が停滞するなど、地域の抱える課題は多様化しており、地域同士や活動団体との連携など大きな視野に立ったまちづくりが必要となっている。 こうした中、本市では神戸大学大学院農学研究科と事業に取り組み、平成 18 年度に地域連携計画書を策定し、神戸大学の拠点施設として「篠山フィールドステーション」を開設した。 教員や学生が地域に入って住民と共にワークショップを実習するなど、地域課題の解決や双方の人材育成などに大きく寄与している。	政策部企画課 電話: 079-552-5106

丹波市		
主管課:企画部心の合併室 所在地:〒669-3692 丹波市氷上町成松字甲賀1 電話:0795-82-2272 FAX:0795-82-5448 e-mail:kokoronogappei@city.tamba.hyogo.jp ホームページ:http://www.city.tamba.hyogo.jp/		
基本 条例等	自治基本条例【検討中】 市民が主体となった連携・交流のまちづくりを実現するため、市民と行政がお互いに協力し、それぞれの役割を果たす仕組みと責務を定める。	
主な制度	制度名・根拠規定	問い合わせ先
	パブリックコメント 丹波市パブリックコメント実施要綱 (H17.12.1 公布、H17.12.1 施行)	総務部総務課 電話:0795-82-1002
	行政評価 丹波市行政評価システム研究会設置要綱 (H18.3.27 公布、H18.4.1 施行)	財務部財政課 電話:0795-82-0029
	事業名・事業内容	問い合わせ先
主な事業	地域づくり事業 <地域づくりサポート事業> 小学校区単位において、平成19年度よりの地域づくり事業に取り組めるよう、自治会及び校区を活動の対象とする団体・グループ等も含めた自治協議会を設立し、活動開始に向けた準備を行うとともに、組織の企画・運営の中心的役割を担う地域コミュニティ活動推進員を設置することに対し、平成18年度限りの事業として補助金を交付する。 ・補助金額 1,640,000円(1校区当たり) 内訳 地域コミュニティ活動推進員報酬 1,140,000円 組織設立準備経費 500,000円 <地域づくり交付金【19年度新規事業】> 小学校区における地域課題の解決を図り、かつ市民による主体的な連携と交流の地域づくりを推進する自治協議会に対して地域づくり交付金を交付し、市民の自発的かつ自立的な意思に基づく参画と協働及び魅力ある丹波市の実現に寄与する。 1 通常活動分交付金 2 地域課題解決分交付金 3 イベント分交付金 <地域づくり活動拠点施設整備事業【19年度新規事業】> 小学校区における地域課題の解決を図り、かつ市民による主体的な連携と交流の地域づくりを推進する自治協議会に対して、その地域づくり活動の拠点となる施設の整備に係る経費の一部を補助する。 1 新築 対象経費の3分の2補助(上限3,500万円) 2 全部改築 対象経費の3分の2補助(上限3,500万円) 3 大規模改修・修繕 対象経費の3分の2補助(上限300万円)	
	市民交流促進事業 丹波市内の自治会又は高齢者、女性、青少年などの地域団体若しくは住民グループが市内市営施設を見学し、住民交流と郷土愛高揚によって心の合併を促進する。(平成17年度～18年度のみ実施) 1 バス借上料 5分の2補助(上限25,000円) 2 市営施設入館料 全額補助 3 講師謝金 全額補助(上限1事業1人3,000円)	
	地域生活交通対策事業 自動車を利用した地域の生活交通手段を確保するため、自治会等が実施する事業に対し補助金を交付する。 1 直接経費 対象経費の4分の3(上限30万円) 2 委託執行 対象経費の2分の1(上限60万円)	
	企画部心の合併室 電話:0795-82-2272	
企画部企画課 電話:0795-82-3869		

3 市町の参画と協働関連施策の実施状況

洲本市		
主管課:企画情報部企画課 所在地:〒656-8686 洲本市本町3丁目4-10 電話:0799-22-3321 FAX:0799-23-2340 e-mail:kikaku@city.sumoto.hyogo.jp ホームページ:http://www.city.sumoto.hyogo.jp/		
基本 条例等	—	
主な制度	制度名・根拠規定	問い合わせ先
	パブリック・コメント手続【検討中】	
主な事業	事業名・事業内容	問い合わせ先
	地域コミュニティ施設等設置補助金 住民相互の交流と連携を図り、高齢者、障害者等が安心して暮らせる地域づくりの推進に資するため、町内会等の団体に対し、集会所等の設置に要する経費を補助する。 ・補助率等:集会所の新設にあつては、設置に要した経費の50%以内 ※限度額500万円	企画情報部秘書課 電話:0799-22-3321
	洲本市連合町内会助成金 1 運営助成 ①まちづくり(まちづくり懇談会、美化活動、防犯、ごみの減量化)②人権教育の普及③市民福祉向上のための研修会の開催などの洲本市連合町内会事業に対して助成を行う。 2 町内会地区助成 コミュニティの主たる組織である町内会の活動を支援する。	企画情報部秘書課 電話:0799-22-3321
	洲本市緑花推進協会補助金 環境緑花の重要性に対する社会の理解と意識を高めるとともに、自発的な緑花実践活動への市民意識の喚起を図り、もって美しい緑あふれるまちと快適で潤いのある生活環境を築きあげることが目的に実施される洲本市緑花推進協会活動(普及啓発事業・緑花資材提供事業・菜の花エコプロジェクトへの協力など)に対して補助金を交付する。	五色総合事務所 窓口サービス課 電話:0799-33-0161

南あわじ市		
主管課:市長公室 所在地:〒656-0472 南あわじ市市善光寺 18-27 電話:0799-43-5002 FAX:0799-43-5102 e-mail:koushitsu@city.minamiawaji.hyogo.jp ホームページ:http://www.city.minamiawaji.hyogo.jp/		
基本 条例等	—	
主な制度	制度名・根拠規定	問い合わせ先
	推進員等	—
	個別の法令、条例、規則、要綱等により設置	—
	パブリックコメント手続【検討中】 (パブリックコメント手続実施要綱の制定を検討中)	—
主な事業	事業名・事業内容	問い合わせ先
	南あわじ市 100 人委員会 平成 17 年～18 年度にまちづくりへの提言制度として、要綱に基づき「南あわじ市 100 人委員会」を設置し、公募により 84 名の市民に委員委嘱し、①少子高齢化分科会②安全とうるおい分科会③定住促進分科会④教育文化分科会の 4 つの分科会に分かれて、各分科会でそれぞれ 11～12 回の協議を重ね、とりまとめた成果を平成 18 年 12 月に「南あわじ市 100 人委員会提言書」として、市長に提出いただいた。 提言書の内容は、多岐にわたっているが、少子対策など平成 19 年度の事業に反映した。 なお、当委員会制度は当面の目的を達成したので、平成 19 年度においては廃止した。	市長公室 電話:0799-43-5002
	行政懇談会【19年度新規事業】 平成 19 年度は、市民の意見を聴く対話の場を設けるため、5 月 19 日～8 月 30 日までの間に小学校区を基本として 21 の自治会を巡回し、「行政懇談会」を実施。地域からは自治会を中心に各種団体の役員 50 名程度が参加、行政からは市長他特別職と各部長の 15 名が出席している。 この行政懇談会の中で、地域の課題を市民と行政が共通認識し、対話と協働により、早期の課題解決に向け取り組んでいる。	市長公室 電話:0799-43-5002

3 市町の参画と協働関連施策の実施状況

淡路市		
主管課: 市民生活部市民課 所在地: 〒656-2292 淡路市生穂新島 8 電話: 0799-64-2508 FAX: 0799-64-2528 e-mail: awaji_shimin@city.awaji.hyogo.jp ホームページ: http://www.city.awaji.hyogo.jp/		
基本 条例等	—	
主な制度	制度名・根拠規定	問い合わせ先
	市民意見公募手続 淡路市市民意見公募手続実施要綱 (H18.9.29 制定、H18.10.1 施行)	企画部企画課 電話: 0799-64-2506
	行政評価【試行中】 —	行政改革推進課 電話: 0799-64-2518
	—	
主な事業	事業名・事業内容	問い合わせ先
	—	

平成 18 年度
参画と協働関連施策の年次報告（資料編）

平成 19 年 10 月

兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1
電 話：078-362-4015
メールアドレス：ks_sankaku@pref.hyogo.jp



古紙配合率70%再生紙を使用しています

19県P1-020A4